# 第84回評議会資料

令和7年10月22日(水)

# 目次

2025(令和7)年度運営委員会・支部評議会開催スケジュール〈予定〉	•••••P.1
【協議事項】	
1、2026(令和8)年度 保険料率について	·····P.2
2、2026(令和8)年度 香川支部の課題を踏まえた支部事業計画・ 支部保険者機能強化予算の検討について	•••••P.70
【報告事項】	
1、2025(令和7)年度 支部事業報告(上半期)について	•••••P.84
2、2025(令和7)年度 香川支部保険者機能強化予算の変更について	••••P.98
【その他】	
1、協会けんぽ香川支部の概要	••••P.100

# 令和7年度 運営委員会・支部評議会のスケジュール〈予定〉

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	7/24		9/10		11/28	(12/15)   12/23	1/29	(2/12)	3/24
	決算· 事業					事	上 「業計画(R8年度	E)	
	報告						予算(F	R8年度)	
運営委員会					インセンティ ブ制度: R6年度実 績の評価	>			(
	収支見通しの前提			平均何	 呆険料率		都道府県単位 保険料率		保 険
			・論点 ・5年収支見通し		・評議会における 意見の報告	・平均保険料率 の決定	・都道府県単位 保険料率の決定 ・支部長意見		料 率 <i>の</i>
				●評議会開催			都道府県単位 保険料率		広 報
支部評議会				平均保険料率			インセンティブ制度 R6年度実績の評価		等 <i>·</i>
				支部事業計画· 支部保険者機		支部(	の事業計画(R8	年度)	
				能強化予算の 事前意見聴取		支计	部の予算(R8年	度)	
						政府予算案 閣議決定	保険料認可	料率の 可等	事業計画、 予算の認可等
国・その他				診療報酬改定	調査・検討・議詞	m h	診療報酬改定 諮問·答申	[案	関係
									告示等

# 【協議事項1】

# 2026(令和8)年度保険料率について

1、2026(令和8)年度 保険料率に関する論点 ・参考資料・・・・P.11

2、協会けんぽ(医療分)の2024(令和6)年度決算を足元とした収支見通し ···P.30 (2025(令和7)年9月試算)

1、2026(令和8)年度保険料率に関する論点

# 2026 (令和8) 年度 平均保険料率に関する論点

# 1. 平均保険料率

# 《現状·課題等》

# I. 現状(2024(令和6)年度決算)

協会けんぽの2024年度決算は、収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は6,586億円となった。 単年度収支差の前年度比は、保険料収入等による収入の増加(前年度比+2,421億円)が保険給付費や後期高齢者支援 金等による支出の増加(同+497億円)を上回ったことにより1,923億円増加した。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額の増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっている。医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要がある。

※ 直近 (2025年3月~6月) の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は3.3% ⇒ P.12 [参考データ2]

# II. これまでの協会けんぽ(旧政府管掌健康保険)財政の経緯 $\Rightarrow P.11$ [参考データ1]

(旧政府管掌健康保険時代)

- ・旧政府管掌健康保険では、1981(昭和56)年度以降、保険料収入が伸びたこと等により、財政収支が黒字基調に推移し、 1991(平成3)年度末に積立金が1.4兆円となった。
- ・こうした中、この1.4兆円の積立金を活用した事業運営安定資金(積立金)が創設され、5年を通じて収支均衡を図りながら財政運営する方式(中期財政運営)に移行した(平成4年健保法改正)。
- ・この中期財政運営では、保険料率を下げる(8.4%→8.2%)とともに、国庫補助率を「当分の間13%」とすることとされた。
- ・その結果、当時の財政規模で5.1ヶ月分相当あった準備金が、5年後の1997(平成9)年には枯渇する見通しとなり、患者負担2割導入の制度改正等により数年間は枯渇を回避したものの、2002(平成14)年度末には単年度収支差▲6,169億円となり、準備金が枯渇した。
- ・この財政危機に対して、診療報酬・薬価のマイナス改定や2003(平成15)年度の患者負担3割導入等により対応した。

#### (協会発足以降)

- ・2009(平成21)年度は単年度収支4,893億円の赤字、累積で3179億円の赤字となり、この累積赤字解消のため、<u>協会設立時に8.20%でスタートした平均保険料率は2010(平成22)年度から3年連続で引上げ(2010(平成22)年度:9.34%、2011(平成23)年度:9.50%、2012(平成24)年度:10.00%)</u>、2013(平成25)年度以降は10.00%で据え置きとしている。
- ・この協会の財政問題に対しては、<u>国においても国庫補助率の引上げ(13%→16.4%)</u>による財政健全化の特例措置が2010年度から2012年度までの間に講じられ、その後、さらに2年間延長された。
- ・協会では、中長期的に安定した財政運営の実現のため、国による国庫補助率の引上げについて暫定措置でない恒久的な措置と するよう求めるとともに、関係方面への働きかけ等を行い、その結果、2015(平成27)年5月に成立した医療保険制度改革法 において、法律に基づき期間の定めなく16.4%の国庫補助率が維持されることになった。

# 皿. 今後の財政収支見通し

・協会けんぽ(医療分)の2024(令和6)年度決算を足元とした収支見通し(2025(令和7)年9月試算)においては、 賃金及び医療費について、複数の伸び率を設定するなど、計25パターンの前提を置いて機械的に試算した。また、現状より労働参加が進むことを見込んだ場合の被保険者数等を前提とした追加ケースを設定し、機械的に試算した。

# Ⅳ. 今後の財政を考える上での留意事項

協会けんぽの今後の財政を見通すに当たっては、近年は比較的堅調な収支が続いているものの、協会けんぽ設立以来、大半の年度において医療費の伸びが賃金の伸びを上回ってきたことに加え、以下のような要因があることを念頭に置く必要がある。

⇒ P.20 [参考データ10]

# (1)保険給付費の増加が見込まれること

① 協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等による保険給付費の継続的な増加

[保険給付費の今後の見込み] ⇒推測値(2027年度以降の伸び率+2.8%) P.13 [参考データ3]

2026年度:約76,400億円

2030年度:約83,100億円 2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込み:約2.5兆円

2034年度:約91,000億円 2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込み:約7.8兆円

⇒ 「協会けんぽ加入者の平均年齢上昇」に関するデータ P.14、15、16 [参考データ4、5、6]

⇒ 「医療の高度化」に関するデータ P.17 [参考データ7]

#### ② 賃上げや物価上昇の影響

「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要がある。 ⇒ P.18 「参考データ8 ]

# (2) 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込み:約0.7兆円

2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込み:約1.5兆円

⇒ P.19 [参考データ9]

# (3) 短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じること

2025年6月の通常国会で可決成立した「年金制度改革法」において、短時間労働者や個人事業所について新たに被用者保険の適用対象とすることが盛り込まれている。これらの方々が適用対象となる場合、大半が協会けんぽに加入することが見込まれるが、その際、協会けんぽに財政負担が生じる。

※ 2024年12月12日開催の第189回社会保障審議会医療保険部会資料によると、短時間労働者等への被用者保険適用拡大による協会けんぽへの財政影響 は、年間510億円(完全施行後)の負担増と試算されている。 ⇒ P.21、22 「参考データ11、12]

# (4) 保険料収入の将来の推移が予測し難いこと

足元の賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測することは難しい。

# (5) 赤字の健保組合の解散が協会けんぽ財政に与える影響が不透明であること

健康保険組合の2025(令和7)年度予算早期集計では、約76%の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、 団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が高止まりしたまま推移することが見込まれ、賃金引き上げによる保険料収入へ の効果も中長期的には予想が難しいことから、財政状況の悪化した組合が解散を選択し、被用者保険の最後の受け皿である協会 けんぽに移る事態が予想される。

[参考] 健保連公表資料(2025年度健康保険組合予算編成状況 予算早期集計結果について) から引用

○ 協会けんぽの平均保険料率(10%)以上の健康保険組合(令和7年度予算時) 1,368組合のうち335組合(24.49%)

⇒ P.23 [参考データ13]

# V. 現役世代からの健康づくり(保健事業の一層の推進)

- ・協会けんぽでは、保健事業の充実を図るため、2022(令和4)年10月からLDLコレステロール値に着目した受診勧奨を開始し、2023(令和5)年度からは生活習慣病予防健診の自己負担の軽減(38%(7,169円)→28%(5,282円))を実施しているほか、2024(令和6)年度は付加健診の対象年齢も拡大するなど、健診・保健指導、重症化予防対策の充実・強化を進めている。
- ・さらに、現役世代への健康の保持増進のための取組を一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を2025(令和7)年度から2027(令和9)年度の3か年にかけて段階的に実施することとしている。

  ⇒ P.24、25 「参考データ14-1、14-2〕

# 【2025(令和7)年度】

#### がん検診項目受診後の受診勧奨の開始等

- ▶「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を開始する。
- ▶ 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナーや出前講座の実施に係る体制を整備する。

## 【2026(令和8)年度】

# 人間ドック健診に対する補助の開始

▶ 35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドック健診に対する定額補助(25,000円)を開始する。

#### 若年者を対象とした健診の開始

▶ 35歳以上の被保険者を対象としている生活習慣病予防健診について、新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。

#### 生活習慣病予防健診の項目等の見直し

> 40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を開始する。

# 【2027(令和9)年度】

#### 被扶養者に対する健診の被保険者並みへの拡充

▶ 被保険者に対する見直し後の人間ドック健診や生活習慣病予防健診と同等の内容に拡充する。

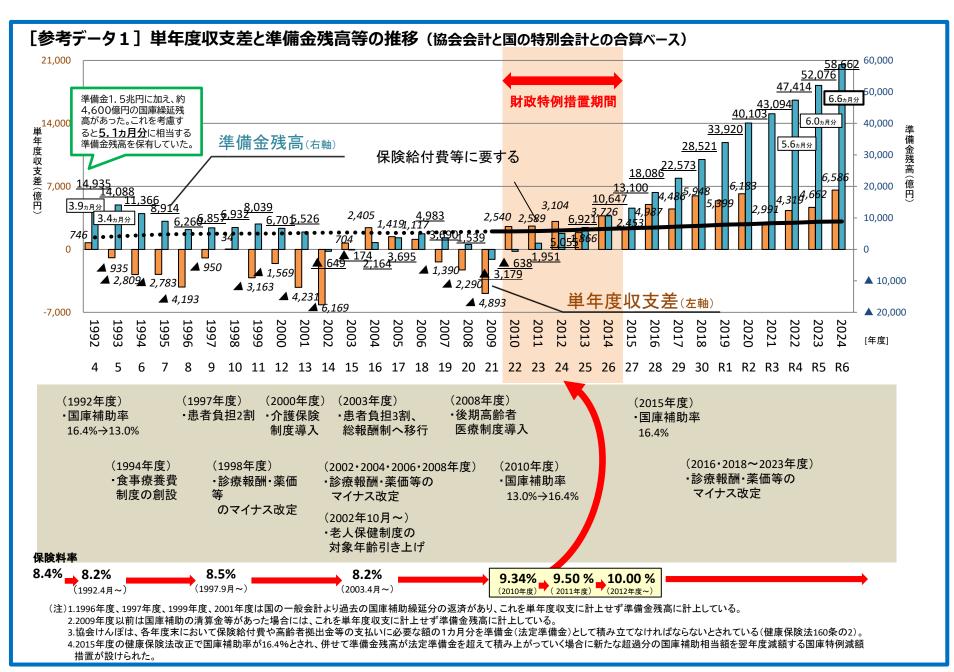
# VI. 保険者努力重点支援プロジェクト

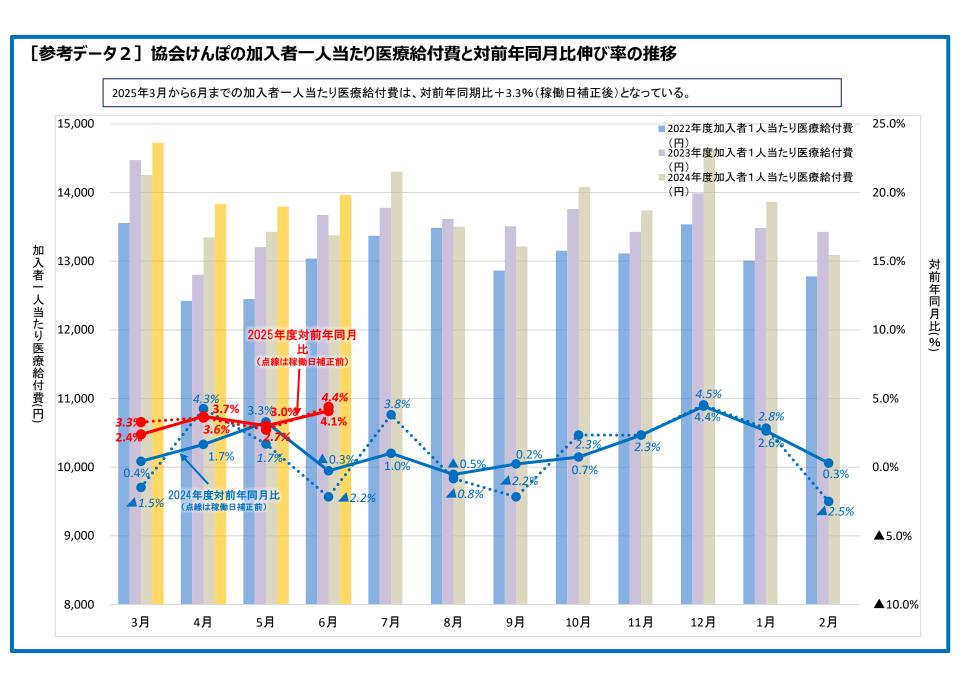
- ・本プロジェクトは、都道府県単位保険料率が高い水準で推移している北海道、徳島、佐賀支部において、保険料率上昇の抑制が期待できる事業を実施するため、「医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差等の要因分析(課題の抽出)」や事業企画、事業評価について、医療、公衆衛生、健康づくり等に精通された外部有識者の助言を受けながら、本部と対象3支部が連携し検討・実施するもの。保険料率上昇の抑制が期待できる事業について、2024(令和6)年8月より順次実施中。
- ・2025(令和7)年度においても、本プロジェクト対象3支部と同じ健康課題のある支部への横展開を見据え、課題解決に向けた事業を継続して実施する。今年度中に健診データ等を用いた定量的な効果検証(中間評価)を行うが、本プロジェクトを通じて蓄積したデータ分析や事業企画に関する手法等が活用できるものに関しては、2024年度より以下の横展開を開始している。
  - ① データ分析に関する手法等については、支部幹部職員等を対象とした研修会(分析結果の解釈・評価の視点、本プロジェクトで実施したデータ分析手法等)を開催。
  - ② 事業企画に関する手法等については、ブロック (※) の中から選定した 1 支部(計 6 支部)と本部が連携して、課題解決に向けた事業(「喫煙率が高い」ことに対する取組等)を実施。
    - ※)「北海道・東北」「関東甲信越」「中部」「近畿」「中国・四国」「九州・沖縄」の6ブロック

# 【論点】

- ▶ 2026(令和8)年度及びそれ以降の保険料率について、どのように考えるか。
  - ・協会けんぽの財政は、収入の面においては、近年は賃上げ等の影響により保険料収入が増加しているが、定率で負担する社会保険料の額は賃金水準の上昇に比例して伸びることから、事業主や被保険者にとって、その負担感が増しているとの声がある。一方、支出の面においては、今後も加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれるほか、「骨太の方針2025」において、診療報酬改定に関して、高齢化の影響に加えて物価上昇や賃上げの影響を反映する方針が示されており、2026(令和8)年度の医療費の伸びは例年以上に高いものとなる可能性がある。このような状況の中で、来年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。
  - ※ 2024(令和6)年12月23日 運営委員会 北川理事長発言要旨:「できる限り長く、現在の平均保険料率10%を超えないよう、協会けんぽの財政については、引き続き、中長期的に安定した財政運営を目指すことを基本スタンスとして維持したい。 |

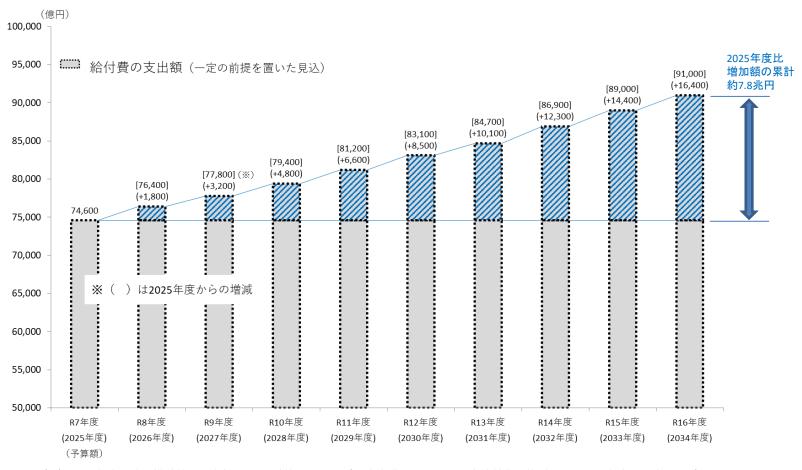
・ 2026(令和8)年度保険料率の変更時期については、従前どおり、2026 (令和8)年4月納付分(3月分)から行うこととしたい。なお、政府予算案の閣議決定が越年するなど特別な事情が生じた場合は別途ご相談する。





# [参考データ3] 保険給付費の機械的試算

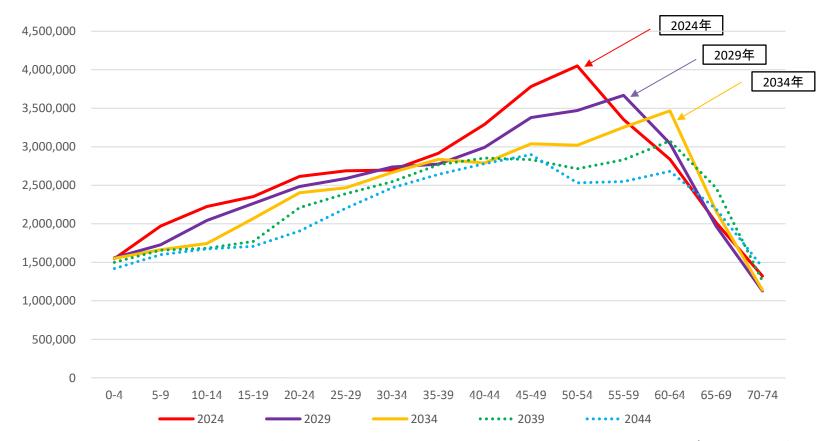
保険給付費の推計をみると、2034年度は9兆1,000億円の見込みであり、2025年度と比較すると約1兆6,400億円増加している。また、2025年度を基準としたときの2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約2.5兆円、2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約7.8兆円となる。



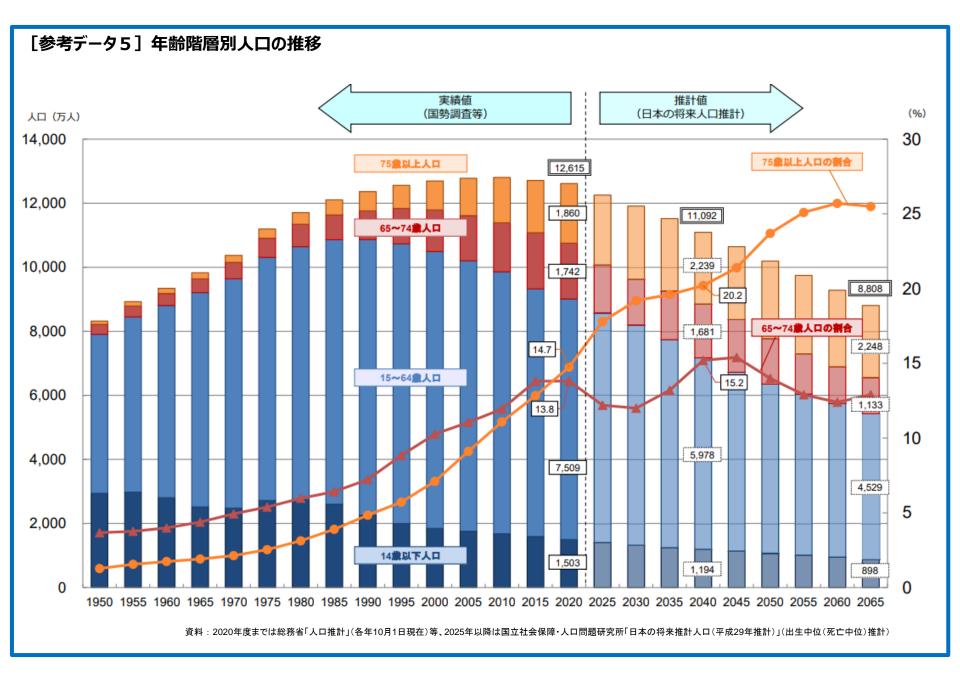
(※) 2027年度以降の推計値は、資料 1 - 2 の試算ケース I (75歳未満一人当たり医療給付費の伸びは+2.8%、賃金上昇率+1.8%) による推計値。 百億円単位に四捨五入して記載している。

# [参考データ4]年齢階級別加入者数の推移(5歳階級)

- 年齢階級別加入者数をみると、2024年度は団塊ジュニア世代を含む50~54歳の階級が最も多くなっている。
- 2024年度時点の年齢階級別協会けんぽ加入率を基に推計(注1)した加入者数をみると、2029年度及び2034年度も団塊ジュニア世代の加入者数が 最も多くなる見込み。
- 一方、65歳以上は退職等の影響(注2)で協会けんぽ加入率が低く、2039年度及び2044年度には団塊ジュニア世代の加入者数が減少する見込み。

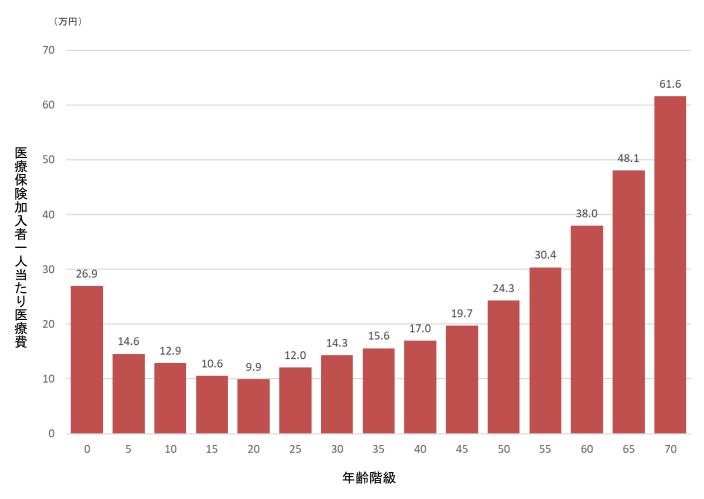


注1 2025年以降の加入者数は、将来推計人口(令和5年推計)の年齢階級別人口に、2024年の年齢階級別協会けんぽ加入率を乗じて算出している。 注2 今後、高齢者雇用の進展により、60歳代以上の加入者数が上振れする可能性がある。



# [参考データ6] 5歳階級別医療費(基礎資料)

医療保険加入者一人当たり医療費を5歳階級別にみると、20歳以上では年齢上昇とともに高くなっており、50歳以上の階級で、 一人当たり医療費が20万円を超えている。



厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」 ※ 令和4年度実績、医療保険制度計

# [参考データ7] 医療費の伸びの要因分解

# 医療費の伸び率の要因分解

		H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
医療費の伸び率	1	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	3.7%	2.9% <sup>(注1)</sup>
人口増の影響	2	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.4%	-0.5%
高齢化の影響	(3)	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.7% <sup>(注2)</sup>
診療報酬改定等	4	0.19%		0.004 %		0.1% -1.26% 消費根対応 1.36% (注3)		-1.33% (注4)		-1.19% <sup>(注5)</sup>	-0.07% <sup>(注6)</sup>	-0.46% <sup>(注7)</sup>	-0.9% <sup>(注8)</sup>	-0.94%	-0.64% <sup>(注9)</sup>
その他 (①-②-③- ・医療の高度化 ・患者負担の見直		2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	-0.1%	1.2%	1.1%	1.6%	-3.5%	5.1%	4.2%	3.3%
制度改正						H26.4 70-74歳 2割負担 (注10)								R4.10 一定以上 所得高齢者 2割負担	

- 注1:医療費の伸び率は、令和4年度までは国民医療費の伸び率、令和5年度は概算医療費(審査支払機関で審査した医療費)の伸び率(上表の斜体字、速報値)であり、医療保険と公費負担医療の合計である。
- 注2:令和5年度の高齢化の影響は、令和4年度の年齢別1人当たり医療費と令和4年度、5年度の年齢別人口からの推計値である。
- 注3:平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。
- 注4:平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-1.03%。
- なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。
- 注5:平成30年度の改定分-1.19%のうち薬価制度改革分は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-0.9%。
- 注6:令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定(診療報酬+0.41%、薬価改定-0.48%)のうち影響を受ける期間を考慮した値。
- 注7:令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定に係る平年度効果分を含む。
- 注8:令和3年度の国民医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。
- 注9:令和5年度の概算医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。
- 注10:70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

#### 「参考データ8〕経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)一部抜粋

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続 しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価 動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費204 については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、こ れまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における 力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅 広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化 による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加 分を加算する。非社会保障関係費256及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に 合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

今後も、状況に応じて必要な政策対応を行っていくことに変わりはないが、PBの黒字 化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の 拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても検討に着 手していく。

#### (税制改革)

骨太方針2024等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現 するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、 グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な 検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点か ら、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む 所得税の抜本的な改革の検討<sup>206</sup>を進める。EBPMの取組を着実に推進するとともに、デ ジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観 点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの 対応を進める。

#### 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

#### (1) 全世代型社会保障の構築

本格的な少子高齢化・人口減少が進む中、技術革新を促進し、中長期的な社会の構造変 化に耐え得る強靭で持続可能な社会保障制度を確立する。このため、「経済・財政新生計 画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、国民皆保険・皆 年金を将来にわたって維持し、次世代に継承することが必要である。

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保 がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、 これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めと

した必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げ207の実現や昨今の 物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確 実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、 2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種 と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善 等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の 経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担 の軽減を実現するため、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し<sup>208</sup>や、地域フォーミュ ラリの全国展開<sup>209</sup>、新たな地域医療構想に向けた病床削減<sup>210</sup>、医療DXを通じた効率的で 質の高い医療の実現、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底211、 がんを含む生活習慣病の重症化予防とデータヘルスの推進などの改革について 212、引き続 き行われる社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025 年末までの予算編成過程で十 分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、2026年度から実行する。

#### (中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時 間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担 し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程(33を踏 まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータ の二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト/シェアなど、 医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上に つなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者 のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を 進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化214 を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策 を講ずる。

現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現するため、各種データ分析・研 究を始めEBPMによるワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制すると

社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する 26 令和7年度予算の非社会保障関係費は、近年の物価上昇率の変化を反映した令和6年度予算の増(+1,600億円程度)と同

水準を維持しつつ、公務員人件費の増により実質的に目滅りしないよう、相当額(+1,400億円程度)を上乗せし、+3,000億

所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)に基づく。

<sup>\*\*\*</sup> 日本労働組合総連合会の集計によれば、現時点(第6回集計)で定期昇給を含む平均賃上げ率は5.26%(うちベースアッ 日本方域的においましまい。集組合機、300人未満が組合の平均値に手書はより、12の行為によります。これが、組合機、300人未満が組合の平均値に手書はよりが、12から、15か、2ステップかの大で3.51%。ともでは、2次のでは、12が、200人の大きが観光し、こともや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮しつつ、個別品目に関する対によってで適正使用の報印の紹介を、セルフメディケーション指述の観点からの更なる医薬品・検査薬のスイッチのTC化に向けた実効的な方策の検討を含む。

<sup>200</sup> 普及推進策を検討し、各地域において地域フォーミュラリが策定されるよう取組を推進する。

<sup>200</sup> 人口被少等により不要となると推定される一般病床・療養病床・精神病床といった病末について、地域の実情を踏まえた 調査を行った上で、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想を行った上で、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想

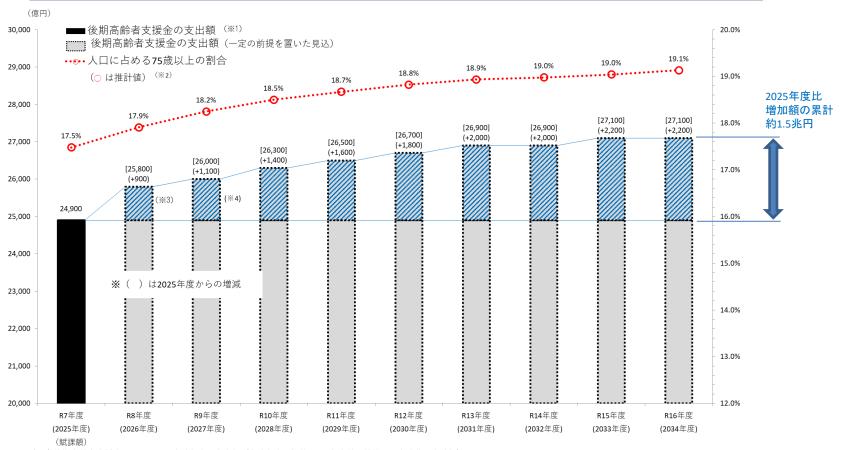
<sup>21</sup> 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつ マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制 詳細については、「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会)

<sup>「</sup>全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)。

<sup>24</sup> 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

# [参考データ9]後期高齢者支援金の機械的試算

後期高齢者支援金の推計をみると、2034年度は2兆7,100億円の見込みであり、2025年度と比較すると約2,200億円増加している。 また、2025年度を基準としたときの2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約0.7兆円、2026年度から2034年度 までの2025年度比増加額の累計の見込みは約1.5兆円となる。



- (※1)後期高齢者支援金については、当該年度の支出額(当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額)である。
- (※2)人口に占める75歳以上の割合については、「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、2023推計)による。
- (※3) 2026年度の後期高齢者支援金額は当年度の概算額(見込額)に前々年度の精算額(見込額)を加味している。
- (※4) 2027年度以降の推計値は、資料1-2の試算ケース I (75歳以上一人当たり医療給付費の伸びは+0.6%、賃金上昇率+1.8%)による金額であり、当年度の概算額のみで推計している。 金額は百億円単位に四捨五入して記載している。

# [参考データ10] 協会けんぽにおける加入者一人当たり医療費と平均標準報酬月額の伸び率の推移

	全国健康保険協会		全国健康保険協会		
年度	1人当たり医療費 (円)	伸び率 (%)	平均標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	制度改正 調整後 伸び率
2008	74,343	-	285,145	-	-
2009	148,742	-	279,445	▲2.0	▲2.0
2010	153,184	+3.0	276,175	<b>▲</b> 1.2	▲1.2
2011	156,400	+2.1	275,203	▲0.4	▲0.4
2012	158,290	+1.2	275,402	+0.1	+0.1
2013	160,855	+1.6	276,224	+0.3	+0.3
2014	163,930	+1.9	278,143	+0.7	+0.7
2015	170,938	+4.3	280,521	+0.9	+0.9
2016	171,049	+0.1	283,550	+1.1	+0.6
2017	175,332	+2.5	285,315	+0.6	+0.6
2018	178,123	+1.6	288,770	+1.2	+1.2
2019	182,639	+2.5	290,748	+0.7	+0.7
2020	177,470	<b>▲</b> 2.8	290,305	▲0.2	▲0.2
2021	191,551	+7.9	292,677	+0.8	+0.8
2022	201,318	+5.1	298,627	+2.0	+1.6
2023	207,444	+3.0	304,484	+2.0	+1.5
2024	210,117	+1.3	309,426	+1.6	+1.6

<sup>※ 2008</sup>年10月から2009年3月診療分までの6ヶ月間のみ。※ 2016年度の「制度改正調整後伸び率」は、標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除いた場合のもの。

<sup>※ 2022</sup>年度及び2023年度の「制度改正調整後伸び率」は、適用拡大の影響(それぞれ+0.4%、+0.5%)を除いた場合のもの。

# [参考データ11] 被用者保険の適用拡大

# I1 被用者保険の適用拡大

#### 改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険(被用者保険)の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

#### 〔短時間労働者(パート労働者など)の厚生年金等の適用要件を改正〕-

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円(年収106万円相当)以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上(雇用契約で判断)
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

④ 51人以上の企業が適用対象

#### 賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件(年額換算で約106万円)を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃 <公布から3年以内の政令で定める日から施行>

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

#### 企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模(常勤の従業員	実施時期	
500人超	- #h. 07T   -	2016年10月
100人超	<sup>一</sup> 約107万人一 _ (実績値)_	2022年10月
50人超		2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

#### 〔個人事業所の適用業種を拡大(フルタイムも含めた適用拡大)〕 -

常時5人以上の者を使用する事業所

- 法律で定める17業種 適用 (現行どおり) - 上記以外の業種 (※) 非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業等

5人未満の事業所 非適用 (現行どおり)

<2029年10月施行> ただし、経過措置として、 施行時に存在する事業所 は当面期限を定めず適用 除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、 〔支援策〕 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

#### 被保険者への支援(就業調整を減らすための保険料調整)

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、 社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険 の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の 定める割合(下表)に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。 (事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援)

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)		12.6万 (151万)	
労働者の	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
負担割合	→25%	→30%	→36%	→41%	→45%	→48%	

※3年目は軽減割合を半減

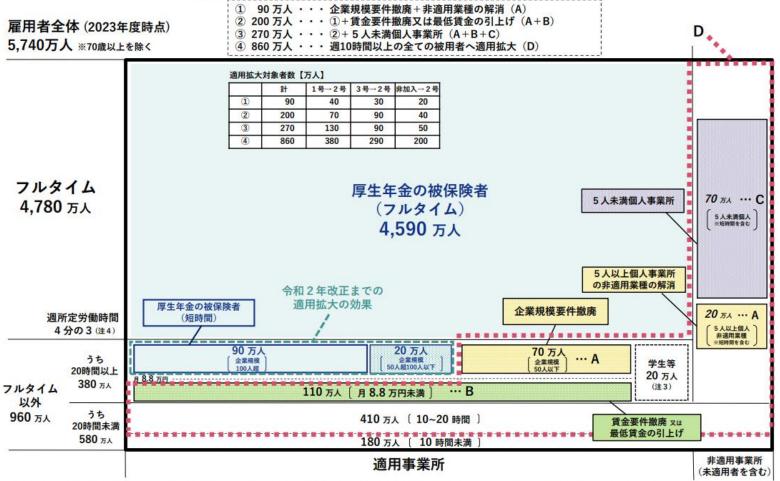
#### 事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討 (令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成)

資料:2025年6月19日厚生労働省「第195回社会保障審議会医療保険部会資料1 より抜粋

# [参考データ12] 適用拡大対象者数

# (参考)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



- 注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
- 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
- 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者(更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く)が含まれている。
- 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

資料:2024年7月3日厚牛労働省「第16回社会保障審議会年金部会 資料1 より抜粋

# [参考データ13] 令和7年度健康保険組合予算編成状況 保険料率別組合数

表4 保険料率別組合数

X1 KKH + M M C X								
	単一組	组合	総会	相会	全組合			
	+ /	H D	総合組合					
	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	構成割合(%)	6年度	構成割合(%)
6.0%未満	2	2	0	0	2	0.15	2	0.15
6.0%~6.5%未満	10	15	0	0	10	0.73	15	1.09
6.5%~7.0%未満	12	12	0	0	12	0.88	12	0.87
7.0%~7.5%未満	21	21	0	0	21	1.54	21	1.52
7.5%~8.0%未満	46	51	1	1	47	3.44	52	3.77
8.0%~8.5%未満	98	107	3	3	101	7.38	110	7.98
8.5%~9.0%未満	172	178	6	7	178	13.01	185	13.42
9.0%~9.5%未満	252	246	28	28	280	20.47	274	19.87
9.5%~10.0%未満	276	269	106	104	382	27.92	373	27.05
10.0%~10.5%未満	158	158	80	81	238	17.40	239	17.33
10.5%~11.0%未満	41	41	23	22	64	4.68	63	4.57
11.0%以上	25	25	8	8	33	2.41	33	2.39
ä†	1,113	1,125	255	254	1,368	100.00	1,379	100.00
平均	9.21	9.18	9.88	9.87	9.34	-	9.31	_
協会けんぽ料率(10.0%)の組合数(再掲)	93	97	42	46	135	9.87	143	10.37
協会けんぽ料率(10.0%)超の組合数(再掲)	131	127	69	65	200	14.62	192	13.92
協会けんぽ料率(10.0%)以上の組合数(再掲)	224	224	111	111	335	24.49	335	24.29

<sup>1. 7</sup>年度欄については、予算データ報告があった組合(1,368組合)ペースの数値である。

資料 : 2025年4月23日健保連公表資料「令和7年度健康保険組合予算編成状況 予算早期集計結果について」より抜粋

<sup>2.</sup> 保険料率には調整保険料率が含まれる。

<sup>3.</sup> 構成割合は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が計に合わない場合もある。

# [参考データ14-1] 保健事業の一層の推進

# 保健事業の一層の推進について

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象 に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

# 具体的な見直し(案)

#### 被保険者

#### 人間ドックに対する補助の実施

■ 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

#### 若年層を対象とした健診の実施

■ 20歳、25歳、30歳に実施

#### 生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- ■「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

#### 被扶養者

#### 被扶養者に対する健診の拡充

■ 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予 防健診と同等の内容に拡充

#### 重症化予防

#### がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

■「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧 奨を実施

# [参考データ14-2] 保健事業の一層の推進

# 実施内容について

# 令和フ年度

#### がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- ▶「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部(北海道・徳島・佐賀)において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- ▶ 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

#### 人間ドックに対する補助の実施

- ➤ 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助(25,000円)を実施。
- ▶ 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は日本人間ドック・予防医療学会等が実施する 第三者認証(健診施設機能評価等)を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

# 若年層を対象とした健診の実施

- ▶ 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- ▶ 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

#### 生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- ▶ 健康日本21 (第三次)の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- ▶ 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

# 令和9年度

令和8年度

#### 被扶養者に対する健診の拡充

▶ 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

所要見込み額 令和7年度0.1億円程度、令和8年度280億円程度、令和9年度160億円程度

# 1. 生命保険会社・損害保険会社におけるリスクへの対応

協会けんぽと同様に準備金の積立義務がある生命保険会社、損害保険会社(以下「生損保」)における準備金制度についてその基本的な考え方等を概括的に整理した。

	準備金の名称	概要	積立の考え方の例
1.	責任準備金	・将来の保険金の支払いが確実に行われるよう、保険料や運用収益などを財源として積立てる積立金で、法令により積立てが義務付けられている	
	(1)保険料積立金	・ <u>「通常の予測の範囲内のリスク」</u> に備えた積立金	・ 毎年の保険料を同額にし、保険期間中の保険料収入と支払保険料が全体 として等しくなるように設定し積立てる(平準純保険料式)
	(2)危険準備金	・「保険料積立金」でカバーできない「通常の予測を超える範囲のリスク」に 備えた積立金	【危険準備金IV】
		※医療保険に該当するもの(第三分野保険)として「危険準備金Ⅳ」 ※予定利率リスクに対応するものとして「危険準備金Ⅱ」	・ 第三分野における疾病入院リスク相当額は「給付日額×平均給付日額」に 一定割合を乗じた額を積立てる
			※ リスク相当額は1年分の危険保険料の15%程度に相当するものとして設定されている
	(3)異常危険準備金	・ 損害保険における積立金で、通常の予想を超えるような大災害による保険 金支払いに備えた積立金	・ 損害保険における介護分野では、正味保険料の3.2%を毎期に積立て、残 高率は15%、上限率は160%とされている
2.	支払備金	・ 期末において保険事故が発生し保険金等の支払義務が生じているが、支 払いが未だ完了していない場合に、期末に積み立てる積立金	・ 直近3年間の発生状況をもとに算定し積立て
3.	価格変動準備金	・価格変動により損失が発生する可能性が高い資産(国内外株式、邦貨・外 貨建て債券等)について、その資産ごとに定められた基準により積立てる 積立金	・ 資産ごとの期末簿価に一定割合を乗じたものを積立て

# 2. 協会けんぽにおいて想定されるリスク(例)

協会けんぽにおいて想定されるリスクの例について、その内容と過去の事例を踏まえた規模について試算した。

	協会けんぽにおけるリスク	リスクの例	規模(金額)
	季節性インフルエンザ、運転資金等	法定準備金(医療給付費等の1カ月分相当) 短期的な資金繰りに充てるための運転資金、季節性インフルエンザ等の 流行など一時的な医療給付費が増加するリスクに備えて計上	0.89兆円
	高齢化に伴う給付金、支援金	過去の実績に基づき試算した場合に見込まれる2026~2035年度の収支 差の累計額(令和7年9月試算の収支見通し〈ケースⅢ〉)を計上	0.11兆円
	パンデミック	パンデミックのリスクの例として、新型コロナウィルス感染症が流行したことによる医療給付費の増加額(2020~2022年度)を計上	0.39兆円
支出面	大規模自然災害	大規模自然災害リスクの例として、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害を東日本大震災の17倍(内閣府中央防災会議資料より)と仮定し、一部負担免除総額を計上	0.70兆円
		医療の高度化のリスクの例として、2015年度の肝炎新薬保険収載に伴う 保険給付費の増加額を計上	0.05兆円
	医療の高度化、制度改正、報酬改定等	診療報酬改定によるリスクの例として、2024年度診療報酬本体の改定に 伴う保険給付費の増加額を計上	0.06兆円
		制度改正によるリスクの例として、被用者保険の適用拡大(完全実施後)による負担増加額(医療保険部会資料で示された額)を計上	0.05兆円
	景気変動	景気変動のリスクの例として、標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した1999~2004年度における保険料収入の減少額(年平均額)を計上	1.22兆円
収 入 面	大規模な経済変動	大規模な経済変動のリスクの例として、リーマンショックの影響により標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した2008~2011年度の保険料収入の減少額(年平均額)を計上	0.30兆円
	<b>ノいかい 大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</b>	大規模な経済変動のリスクの例として、新型コロナウィルス感染症が流行した2020年度の社会経済活動の制限の影響による保険料収入の減少額を計上	0.57兆円

[備考]生損保において相 当する積立制度
支払備金 危険準備金Ⅳ〈第三分野〉
保険料積立金
危険準備金Ⅳ〈第三分野〉
異常危険準備金
危険準備金 II 〈予定利率〉 価格変動準備金
_
(定額保険料)

※「規模」における金額は、原則として令和6年度決算額ベースで掲載している

総計 4.34兆円

#### 〈備考〉

上記リスクの「規模(金額)」の総計を機械的に「ソルベンシー・マージン比率」の計算式にあてはめ、仮想的にソルベンシー・マージン比率を計算すると245%となる。

5.32兆円(令和6年度純資産) 4.34兆円(リスク規模総計)×1/2 ×100 ≒ 245%

# 3. その他(ソルベンシー・マージン比率、他制度の状況)

# (1)ソルベンシー・マージン比率について

生損保会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度自己資本・準備金などの支払余力を有するかを示す指標。この比率が 200%以上であることが、会社の保険金等の支払能力の充実状況が適当であるかどうかの基準とされている。

ソルベンシー・マージン比率= <u>ソルベンシー・マージン総額</u> 通常の予測を超えるリスクに対応する額×1/2

※分子…資本金、基金、準備金等の純資産

※分母…保険リスクや資産運用リスクなどのリスク量を計上

#### 〈参考〉生命保険会社・損害保険会社のソルベンシー・マージン比率の事例(2024年度決算)

(単位:10億円)

	生保会社A	生保会社B	生保会社C	生保会社D	損保会社E	損保会社F	損保会社G
ソルベンシーマージン総額	18,732	5,778	11,091	5,240	5,649	3,175	3,594
リスクの合計額	4,346	1,355	2,238	1,410	1,228	931	1,018
ソルベンシーマージン比率	861.9%	852.9%	990.9%	743.2%	920.2%	681.6%	706.3%

(出典:生損保各社の決算資料より作成)

# (2)雇用保険

- ・積立金が失業給付費(年額)の2倍を超える場合には-0.4%の範囲で料率引下げを、逆に1倍を下回る場合に+0.4%の 範囲で料率引上げが可能となっている。
- 雇用保険積立金のソルベンシーマージン比率は270.7% (H23積立金) ※と試算されている

59,089億円(23年度積立金残高) 

出典:(厚生労働省「第90回職業安定分科会雇用保険部会」(平成25年7月30日)

# (3) 各保険者の積立金等

各保険者の積立金等の状況(令和4年度速報)

	積立金等金額	被保険者数	平均標準報酬月額				
協会けんぽ(1)	47,414億円	2,481万人	30.2万円				
健康保険組合(1,383)	65,682億円	1,655万人	38.5万円				
国家公務員共済組合(20)	3,060億円	138万人	38.5万円				
地方公務員共済組合(64)	6,820億円	374万人	37.1万円				
私立学校共済組合(1)	1,371億円	62万人	37.7万円				

被保険者1人当た り積立金等	加入者1人当たり 積立金等
19.1万円	12.0万円
39.7万円	23.3万円
22.2万円	12.6万円
18.2万円	10.6万円
22.1万円	14.3万円

- 1. ( )内の数字は保険者の数 2. 健康保険組合、共済組合における積立金等には土地や建物等を含む
  - (参考) 令和2年度時における土地建物等の簿価は健康保険組合は2,317億円、共済組合は381億円

出典:医療経済実態調査(保険者調査)報告(中医協)令和5年11月

# 健康保険勘定準備金の長期運用について

- 健康保険勘定準備金のうち、健康保険給付費や拠出金等の定期的な支払に必要となる資金を除く準備金の運用については、2016(平成28)年1月にマイナス金利政策が導入されたこともあり、これまでは短期 運用(1年未満の定期預金等)で対応していたところ。
- 将来にわたって健康保険事業の運営の安定に資する上で必要とされる収益を中長期的に確保するためには、健康保険法第7条の33及び健康保険法施行令第1条の2※の規定に基づき、準備金を適切に運用していくことが重要。
- マイナス金利政策は2024(令和6)年3月に解除されたことにより利上げ局面に移行し、長期運用(1 年を超える期間の運用)のメリットが高まっていること、更には運用リスクの低減(分散投資、短期・長期投資の組合せ)を図る観点から、本年度下期より準備金の長期運用を開始する。
- 準備金の長期運用にあたっては、将来にわたって確実に健康保険給付等の事業が実施できるよう、安全かつ効率的な運用を基本として実施することとし、当面は概ね1,000億円を対象に「信託業務を営む金融機関への金銭信託」(満期保有を原則とする国債による運用を指定)を行う。

#### ※) 準備金の運用に関する関係法令

#### 健康保険法(抄)

第七条の三十三 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率 的にしなければならない。

#### 健康保険法施行令(抄)

- 第一条の二 全国健康保険協会(以下「協会」という。)は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
  - 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)その他厚生 労働大臣の指定する有価証券の取得
  - 二 銀行その他厚生労働大臣の指定する金融機関への預金
  - 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

協会けんぽ(医療分)の2024(令和6)年度決算を足元とした 収支見通し(2025(令和7)年9月試算)について(概要)

# ○ 試算の趣旨

- 健康保険法の規定に基づき、協会けんぽ(医療分)の2024(令和6)年度決算注を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算した2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間の収支見通しを、今後の協会けんぽの財政運営の議論のための基礎資料としてお示しする。
  - 注) 2025 (令和7) 年7月4日公表
- 加えて、今後の保険料率について、より中長期的な視点を踏まえてご 検討いただくため、今後10年間のごく粗い試算も併せてお示しする。 (P.49~53)

# 1. 2024年度の協会けんぽの決算について (2025年7月4日公表 7月24日第136回運営委員会資料1-3より抜粋)

# 協会けんぽの2024年度の収支【医療分】

(億円)

収入	保険料収入	106, 490
	国庫補助等	11, 690
	その他	346
	計	118, 525
	保険給付費	72, 552
支後期高齢者	前期高齢者納付金	12, 863
	後期高齢者支援金	23, 332
	退職者給付拠出金	0
	その他	3, 193
	計	111, 939
単年度収支差		6, 586
準備金残高		58, 662
保険料率		10.0%

(注) 協会会計と国の特別会計との合算ベースである。

# 2. 収支見通しの前提

- (1) 2025 (令和7) 年度及び2026 (令和8) 年度の見込みについては、直近の協会けんぽの実績を踏まえ、国における2026年度予算の概算要求で用いられた協会けんぽに係る見込みの計数と整合性がとれるよう設定注1)した。
  - 注1) 賃金上昇率:2025年度1.7%、2026年度1.6% 加入者一人当たり医療給付費の伸び率:2025年度1.0%、2026年度1.6% 被保険者数の伸び率:2025年度1.5%、2026年度0.4%

- (2) 2027(令和9)年度以降については、協会けんぽにおける実績、近年の経済動向及びこれまでの運営委員会における議論を踏まえ、
  - 賃金の伸び率については、協会けんぽにおける過去の標準報酬月額の伸び率実績をベースに幅を持たせて設定するとともに、近年の物価上昇局面の中で、賃上げが持続するという構造変化が生じている可能性を勘案した高い伸び率を設定した。
  - 医療費の伸び率については、協会けんぽにおける過去の実績をベースとした上で、「賃金の伸び率が高く(低く)なれば医療費の伸び率も上振れ(下振れ)する可能性が高い」という考え方を踏まえ、医療費の幅を勘案した複数の伸び率を設定した。

# 2. 収支見通しの前提 (続き)

(3) 「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」(令和7年法律第74号) 注2)による被用者保険の適用拡大の影響及び「保健事業の一層の推進」(人間ドックに対する補助の実施等)にかかる費用を試算に織り込んだ。

#### 注2) 主な改正の概要

- ・短時間労働者の適用要件のうち、賃金要件を撤廃するとともに、企業規模要件を2027(令和9)年10月1日から2035(令和17)年10月1日までの間に段階的に撤廃する。
- ・常時5人以上を使用する個人事業所の非適用業種を解消し、被用者保険の適用事業所とする。 ※既存事業所は、経過措置として当分の間適用しない。

以上の前提に基づき、機械的に試算した。

#### 3. 2027年度以降の伸び率の前提

- (1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率
- ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提

2027年度以降の**賃金上昇率**については、協会における**実績に基づき**以下の3通りをおく。

具体的には、協会における**直近10年の標準報酬月額の伸び率平均をケース**  $\square$  (昨年度のケース  $\square$  に相当) とし、**直近10年実績平均の2倍をケース**  $\square$  (昨年度と同様)、ケース  $\square$  とケース  $\square$  の概ね中間をケース  $\square$  として設定する。

#### 表 1. 賃金上昇率の前提(2027年度以降)

ケース	賃金上昇率
ケースI	1.8%4)
ケースⅡ	$1.4\%^{5)}$
ケースⅢ	$0.9\%^{3)}$

- 注3) 平均標準報酬月額の増減率の2015 (平成27) 年度~2024 (令和6) 年度の10年平均(2016年4月の標準報酬月額の上限改定及び2022年10月の適用拡大の影響を除く)。
- 注4) ケースⅢ(直近10年実績平均0.9%)の2倍となるように1.8%と設定。
- 注5) ケース I とケースⅢの概ね中間をケースⅡとして1.4%を設定。

#### (参考) 平均標準報酬月額の推移

年度	平均標準 報酬月額	対前年度	制度改正影響を除いたもの	
2015	280, 521円	0.9%	0.9%	
2016	283, 550円	1.1%	0.6% 6)	
2017	285, 315円	0.6%	0.6%	
2018	288,770円	1.2%	1.2%	
2019	290,748円	0.7%	0.7%	直近10年平均
2020	290, 305円	<b>▲</b> 0.2%	<b>▲</b> 0.2%	(上限改定・適用拡大の影響除く)
2021	292,677円	0.8%	0.8%	
2022	298,627円	2.0%	$1.6\%$ $^{7)}$	<b>一声</b> 写 4 左亚特
2023	304, 484円	2.0%	1. 5% <sup>7)</sup>	直近4年平均 1.4%
2024	309, 426円	1.6%	1.6%	(適用拡大の影響除く)

注6) 2016年度の「制度改正影響を除いたもの」は、標準報酬月額の上限改定の影響を除いた場合のもの。

注7) 2022年度、2023年度の「制度改正影響を除いたもの」は、2022年10月の適用拡大の影響を除いた場合の もの。

#### (参考) 賃金等の伸び率の状況(各種調査による違い)

- 協会けんぽ全被保険者の標準報酬月額の対前年同月比伸び率や毎月勤労統計調査は、退職・採用の影響を受けるため、同一労働者の比較である「春季生活闘争(連合)」や「中小企業の賃金改定に関する調査(日本商工会議所・ 東京商工会議所)」における伸び率より小さくなる。
- 春季賃上げ状況の調査対象となっている企業群と比較すると、協会けんぽの適用事業所には多くの小規模事業所が 含まれること等から、単純には比較できない。

	春季賃上げ状況			春季賃上げ状況 協会けんぽ 平均標準報酬月額		厚生労働省 毎月勤労統計調査		
	連合**1	<b>*</b> 2	日本商工会議 東京商工会議		コホート <sup>※4</sup> 2024年9月	全被保険者 <sup>※4</sup> 2024年9月	4月分(確報)	
	(99人以下)	3. 98%	(正社員20人以下)	3.34%	3.2%	1.8%	(常用雇用労働者5~29人)	1.7%
調の	(299人以下)	4. 45%	(正社員全体)	3.62%	J. 270	1.070	(常用雇用労働者5人以上)	2.1%
調査結果	(300人以上)	5. 19%				※2024年度平均		
果 4	(全体)	5. 10%				1.6%		
<u></u>	(99人以下)	4. 36%	(正社員20人以下)	3.54%			(常用雇用労働者5~29人)	1.8%
調金	(299人以下)	4.65%	(正社員全体)	4. 03%			(常用雇用労働者5人以上)	2.6%
調査結果	(300人以上)	5. 33%			_	_		
年)	(全体)	5. 25%						
	者の前年と当年 較。ベースア	年の賃金比ップ、定期 残業代を含	  つ雇用形態や労働   がない従業員の賃金	こ在籍、か 寺間の変更 金の比較。 胡昇給を含	て前年同月に共通し	新規加入者・喪失者 を含めた被保険者全 体の対前年同月比伸 び率		i 与等)の ] であり、
	同一労働者の比較					構成変化(入野	職、離職等)の影響を含む比!	較

<sup>※1</sup> 連合「2024春季生活闘争 第7回(最終)回答集計」(2024年7月3日)

<sup>※2</sup> 連合「2025春季生活闘争 第7回(最終)回答集計」(2025年7月3日)

<sup>※3</sup> 日本商工会議所・東京商工会議所「中小企業の賃金改定に関する調査」(2024年6月5日、2025年6月4日)

<sup>※4 4</sup>月から6月の報酬をもとに標準報酬月額の定時決定が9月に行われることから9月分で比較

- 3. 2027年度以降の伸び率の前提
- (1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率
- ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提(続き)

医療給付費の伸び率については、今後10年にわたる試算の前提として適切な伸び率とする観点から、診療報酬の改定年度もその谷間の年度も同回数含む、2019~2024年度までの直近6年の一人当たり医療費の伸び率の平均(実績)を使用する。なお、75歳以上の一人当たり医療費の伸び率の平均(実績)は後期高齢者支援金の試算において使用する。

#### 表 2. 一人当たり医療給付費の伸び率の前提(2027年度以降)

75歳未満	75歳以上
2.8%	0.6%

(参考) 2019~2024年度の一人当たり医療費の伸び率(協会けんぽ、後期高齢者)

年度	-	<b>協会けんぽ</b>	後	期高齢者
2019	2.5%		1.4%	
2020	<b>▲</b> 2.8%	2018年度に対する 2024年度の伸び	▲3.4%	2018年度に対する 2024年度の伸び
2021	7.9%	(1年あたり平均)	2.1%	(1年あたり平均)
2022	5.1%	2.8%	1.7%	0.6%9)
2023	3.0%		0.9%	
2024	1.3% _		0.9%8)_	

注8) 第136回全国健康保険協会運営委員会(令和7年7月24日開催)資料2においては、2024年度の後期高齢者の医療費の伸び率の実績がまだ公表されていなかったため、協会において推計した伸び率(0.7%)としていたが、実績値に置き換えている。

注9) 2024年度の実績を反映させたことに伴い、第136回全国健康保険協会運営委員会 資料2において示した伸び率 (0.5%) から見直しを行った。

#### 3. 2027年度以降の伸び率の前提

(1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率 (続き)

#### ② 幅を持った試算の前提

さらに幅を持った機械的試算の前提として、賃金上昇率、医療給付費について、それぞれ複数の伸び率を設定する。

#### (ア) 賃金上昇率の幅を勘案した試算の前提

直近4年の高い賃金上昇率を踏まえて、直近10年実績平均の2倍としたケースIよりも高い賃金上昇率が継続する場合として、直近10年の実績平均(0.9%)と直近4年の実績平均(1.4%)の差の+0.5%を「構造変化相当分」としてケースIの伸び率に加えた「2.3%」を「ケースA」として設定する(考え方は昨年度と同様)。また、あわせて標準報酬月額が全く伸びない「ケースB」を設定する(昨年度のケースⅢに相当)。

#### 表3. 賃金上昇率の前提②(2027年度以降)

ケース	賃金上昇率
ケースA	2. 3%
ケース I	1.8%
ケース Ⅱ	1.4%
ケースⅢ	0.9%
ケースB	0.0%

- 3. 2027年度以降の伸び率の前提
- (1) 総報酬額及び保険給付費の伸び率
- ② 幅を持った試算の前提(続き)
- (イ) 医療給付費の幅を勘案した試算の前提

医療給付費の伸び率については、「賃金の伸び率が高くなれば医療費の伸び率も上振れする可能性が高い」ことを踏まえた機械的な前提として、賃金上昇率の5つのパターン(ケース  $I \sim III$ 、ケースA、ケースB)と実績を踏まえた一人当たり医療給付費の伸び率(2.8%)との差が同程度となるよう、一人当たり医療給付費の伸び率を幅を持って設定する(考え方は昨年度と同様)。

※ 経済財政運営と改革の基本方針(骨太方針)2025 (2025年6月13日閣議決定)においては、以下のような 記述がある。

(p38-39 「2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (1)全世代型社会保障の構築」より抜粋)

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めとした必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。

#### ③ その他

現金給付費は、給付の性格に応じ、被保険者数及び総報酬額の見通しを使用する(考え方は昨年度と同様)。

# 図1. 賃金上昇率・一人当たり医療給付費の伸び率の前提(2027年度以降)

				75歳未満一人当						-人当	たり国	E療給	付費	の伸び	(%	5)						
	ケーフ	ζ	0.5%	1.0%	1.4	.%	1.9	9%		3%~ 4%	2.	8%		2%~ 3%	3.	7%	4.	2%	4.	6%	5.	1%
	Α	2.3				·					A 医賃 <b>差</b>	(a) 2.8 2.3 <b>0.5</b>	医賃	(b) 3.3 2.3 <b>1.0</b>	医賃	(c) 3.7 2.3 <b>1.4</b>	医賃	(d) 4.2 2.3 <b>1.9</b>				(e) 5.1 2.3 <b>2.8</b>
賃金	I	1.8							I 医賃 <b>差</b>	a 2.3 1.8 <b>0.5</b>		b 2.8 1.8 <b>1.0</b>	賃	3.2 1.8 <b>1.4</b>	賃	d 3.7 1.8 <b>1.9</b>			I 医賃 <b>差</b>	e 4.6 1.8 <b>2.8</b>		
上昇率(	п	1.4					Ⅱ 医賃 <b>差</b>	a 1.9 1.4 <b>0.5</b>	賃	b 2.4 1.4 <b>1.0</b>	賃	c 2.8 1.4 <b>1.4</b>	賃	d 3.3 1.4 <b>1.9</b>			Ⅱ 医賃 <b>差</b>	e 4.2 1.4 <b>2.8</b>				
(%)	ш	0.9			賃	1.4	医賃	b 1.9 0.9	Ⅲ医賃	c 2.3 0.9 <b>1.4</b>	Ⅲ医賃	d 2.8 0.9			■医賃差	e 3.7 0.9 <b>2.8</b>						
	В	0.0	B(a) 医 0.5 賃 0.0 <b>差 0.5</b>	賃 0.0	賃	1.4	医賃	(d) 1.9 0.0 <b>1.9</b>			B 医賃 <mark>差</mark>	(e) 2.8 0.0 <b>2.8</b>										

※ 全試算パターンとも75歳以上の一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%とする。

医:75歳未満一人当たり医療給付費の伸び(%)

賃:賃金上昇率(%) 差:「医」と「賃」の差

#### 3. 2027年度以降の伸び率の前提

#### (2) 被保険者数等の伸び率

2027年度以降の被保険者数等については、将来推計人口注10)の出生中位(死亡中位)を基礎として、年齢階級毎の人口に占める協会けんぽ被保険者数等の割合を一定とする。

注10) 2023年4月26日 国立社会保障·人口問題研究所

#### (参考) 合計特殊出生率

	実	績
	2023年	2024年
合計特殊出生率	1. 20	1. 15

将来推計人口の仮定値(2024年) 注11)							
出生高位	出生中位 出生低位						
1. 43	1. 27	1. 12					

注11) 将来推計人口の仮定値表における2024年の合計特殊 出生率。長期の合計特殊出生率はそれぞれ出生高位 1.64、出生中位1.36、出生低位1.13となっている。

#### 3. 2027年度以降の伸び率の前提

#### (参考) 被保険者数及び総報酬額の試算結果

各ケースに共通する被保険者数及び総報酬額の試算結果は以下の通り。

		2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
被保険者数	数(千人)	26,200	26,400	26,300	26,200	26,200	26,100
	賃金上昇率2.3%	1,103,700	1,127,800	1,147,700	1,167,800	1,189,100	1,210,300
	賃金上昇率1.8%	1,103,700	1,127,800	1,142,000	1,156,400	1,171,700	1,186,800
総報酬額 (億円)	賃金上昇率1.4%	1,103,700	1,127,800	1,137,400	1,147,300	1,157,800	1,168,100
	賃金上昇率0.9%	1,103,700	1,127,700	1,131,800	1,135,800	1,140,700	1,145,200
	賃金上昇率〇. 〇%	1,103,700	1,127,700	1,121,600	1,115,600	1,110,300	1,104,600

#### 4. 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の前提

追加ケースとして、仮に、現状より労働参加が進むことを見込んだ場合の被保険者数等を前提とした試算を行うこととし、前記「2.(1)①協会けんぽにおける実績を踏まえた試算の前提」において設定した3つの試算パターン(賃金上昇率のパターン  $I \sim III$ 、医療給付費の伸び2.8%)について、以下の2つの試算ケースを別途設定する。

令和6年年金財政検証(以下「財政検証」という。)では、将来の社会・経済 状況の前提の1つとして、労働力の前提<sup>注12)</sup>について「労働参加進展シナリオ」、 「労働参加漸進シナリオ」、「労働参加現状シナリオ」と3つのシナリオを設定 している。

将来推計人口の出生中位(死亡中位)を用いた従来の被保険者数の見通しは、 財政検証における厚生年金被保険者数と比較すると、「労働参加現状シナリオ」 と同程度の被保険者数の減少を見込むものとなっていることから、同シナリオと 「労働参加進展シナリオ」、「労働参加漸進シナリオ」の公的年金被保険者数等 の見込みの差分を従来の5年収支見通しの試算方法による被保険者数等の見込み に上乗せする。

注12) 「労働力需給の推計」(2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構)による。

# (参考) 令和6年年金財政検証 <社会・経済状況に関する諸前提>

労働力の前提	就業	者数	就美 ※15歳以上人口		
「労働力需給の推計」 (2024年3月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構)	2022年 (実績)	2040年	2022年 (実績)	2040年	
①労働参加 <u>進展</u> シナリオ	6,724万人	6,734元人	60.9%	66. 4%	
②労働参加 <u>漸進</u> シナリオ	6,724万人	6, 375元人	60. 9%	62. 9%	
③労働参加 <u>現状</u> シナリオ	6,724万人	5, 768元	60. 9%	56. 9%	

<sup>※</sup> 第16回社会保障審議会年金部会(2024年7月3日)資料2-1より作成

# 4. 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の前提(続き)

#### 表4. 追加ケースの前提

追加ケース	① 労働参加 <u>進展</u> ケース	② 労働参加 <u>漸進</u> ケース
被保険者数等の前提となる財政検証におけるシナリオ	「労働参加進展シナリオ」 各種の経済・雇用政策を講ずることにより、 成長分野の市場拡大が進み、女性及び高齢者 等の労働市場への参加が進展するシナリオ	「労働参加漸進シナリオ」 各種の経済・雇用政策をある程度講ずること により、経済成長と女性及び高齢者等の労働 市場への参加が一定程度進むシナリオ
「労働参加現状シナリオ」と 各シナリオとの公的年金被 保険者数等の見込みの差分 (2035年度まで10年間)	国民年金第1号被保険者数の減:▲210万人 国民年金第3号被保険者数の減:▲100万人 厚生年金被保険者数の増 : +480万人	国民年金第1号被保険者数の減:▲120万人 国民年金第3号被保険者数の減:▲70万人 厚生年金被保険者数の増 : +310万人
各被保険者数等の試算方法	上記の公的年金被保険者数等の見込みの差分及 礎として、上記の厚生年金被保険者数の増分等 分注13)し、人口に占める被保険者数等の年齢降 <b>数等の見通しに上乗せする</b> 。	を直近の協会と健保組合の被保険者数等で按

注13) 按分比は協会けんぽと健保組合の被保険者数及び被扶養者数(健康保険・船員保険事業状況報告 月報 令和6年3月末時点)の比を採用している。

被保険者数比 協会: 健保組合 = 約2,521万人: 約1,668万人 = 約60: 約40 被扶養者数比 協会: 健保組合 = 約1,433万人: 約1,135万人 = 約56: 約44

※ 追加ケースの試算にあたっては、就労促進により増加する被保険者の属性(賃金や一人当たり医療給付費の水準等)と現在の被保険者の属性が異なることが想定されるが、今回の試算では考慮していないことに留意が必要。

# (参考)協会試算における被保険者数・被扶養者数・扶養率の見通しの変化 (従来の(前記2.において設定した)前提・労働参加漸進・労働参加進展ケース別)

従来の(前記2.において設定した)前提

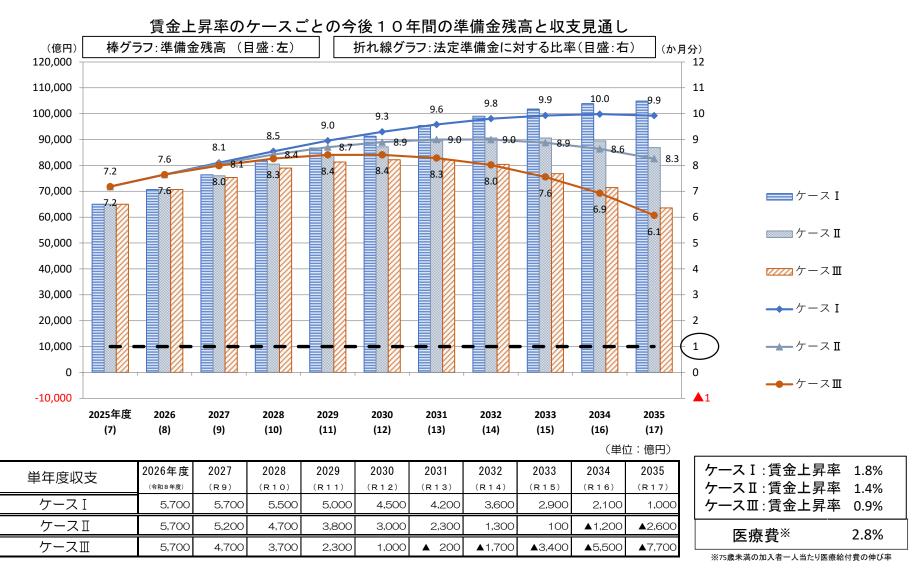
促来の(則配 2.10	-40 V , (	放化し/	こ) 削坂	E								
年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
被保険者数(万人)	2,620	2,640	2,630	2,620	2,620	2,610	2,600	2,590	2,600	2,570	2,570	
被扶養者数(万人)	1,410	1,410	1,400	1,370	1,360	1,350	1,330	1,320	1,280	1,280	1,260	
加入者数(万人)	4,030	4,050	4,030	3,990	3,980	3,960	3,930	3,910	3,880	3,850	3,830	
扶養率	0.54	0.53	0.53	0.52	0.52	0.52	0.51	0.51	0.49	0.50	0.49	
					- 労働参加 適用拡大		-20万人					
労働参加漸進シナ	リオとの	)差分を	上乗せ	(労働	参加漸進	生ケース	(,)					
年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2 <mark>0</mark> 35	+180万人
被保険者数(万人)	2,620	2,640	2,650	2,660	2,670	2,680	2,700	2,710	2,730	2,730	2,750	
被扶養者数(万人)	1,410	1,410	1,390	1,360	1,360	1,340	1,300	1,290	1,260	1,240	1,220	
加入者数(万人)	4,030	4,050	4,040	4,020	4,030	4,020	4,000	4,000	3,990	3,970	3,970	▲40万人
扶養率	0.54	0.53	0.52	0.51	0.51	0.50	0.48	0.48	0.46	0.45	0.44	·
労働参加進展シナ	リオとの	)差分を	上乗せ	(	労働参加 適用拡大	要因: +	-110万人 -110万人					
年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	+270万人
被保険者数(万人)	2,620	2,640	2,660	2,680	2,710	2,730	2,750	2,770	2,800	2,810	2,840	
被扶養者数(万人)	1,410	1,410	1,390	1,360	1,340	1,320	1,300	1,280	1,250	1,230	1,210	
加入者数(万人)	4,030	4,050	4,050	4,040	4,050	4,050	4,050	4,050	4,050	4,040	4,050	▲50万人
扶養率	0.54	0.53	0.52	0.51	0.49	0.48	0.47	0.46	0.45	0.44	0.43	i

# 5. 今後10年間のごく粗い試算

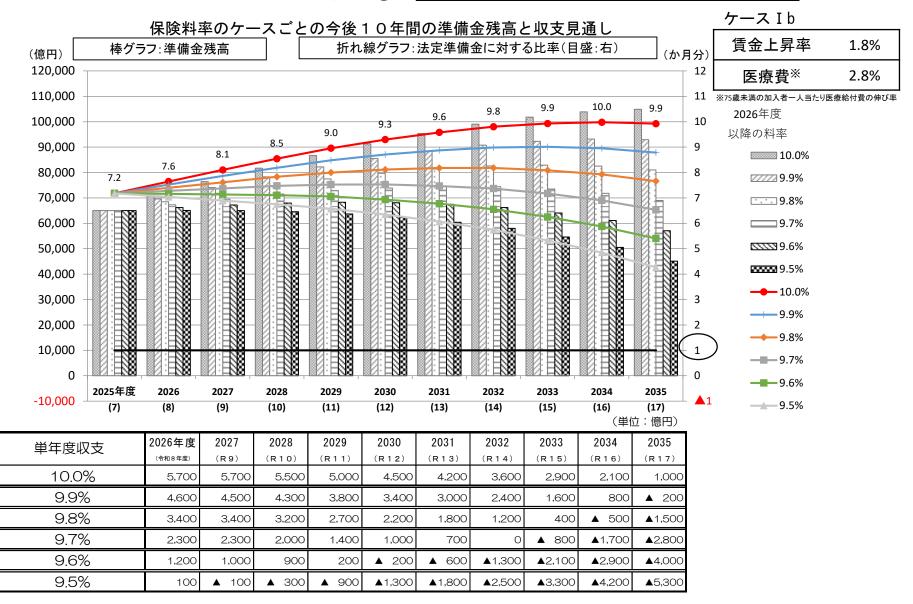
・ 赤(ケース I ~ Ⅲ): ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

・ 青(ケース I a~Ⅲe,A,B): ② 幅を持った試算(詳細は本部HP運営委員会資料参照)

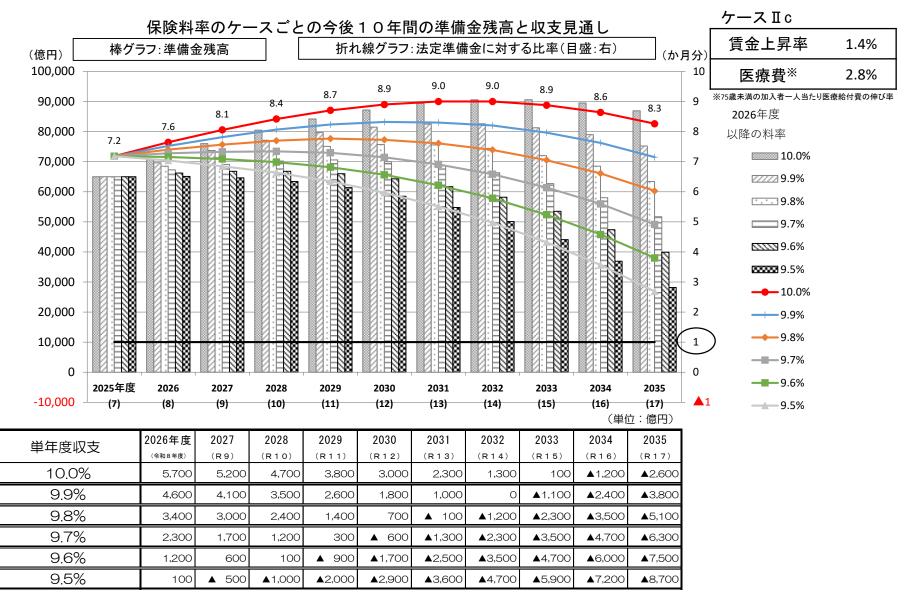
						75歳ぇ	<b>├満一人</b> 当	作り	医療給	付費の	伸び	(%	)						
	ケーブ	ζ	0.5%	1.0%	1.4%	1.9%	2.3%~ 2.4%	2.	8%	3.2%		3.7	7%	4.	2%	4.	6%	5.1	.%
	A	2.3		1	P.50	~53	3	A 医賃 差	(a) 2.8 2.3 <b>0.5</b>	賃	3.3	医賃	(c) 3.7 2.3 <b>1.4</b>	医賃	(d) 4.2 2.3 <b>1.9</b>			賃	e) 5.1 2.3 <b>2.8</b>
賃金	I	1.8					I a 医 2.3 賃 1.8 <b>差 0.</b> 5	賃	b 2.8 1.8 <b>1.0</b>	賃	3.2 1.8 <b>1.4</b>	医賃	d 3.7 1.8 <b>1.9</b>			I 医賃 <b>差</b>	e 4.6 1.8 <b>2.8</b>		
上昇率(	п	1.4				II a 医 1.9 賃 1.4 <b>差 0.5</b>	賃 1.4		c 2.8 1.4 <b>1.4</b>	賃	3.3 1.4 <b>1.9</b>			Ⅱ医賃差	e 4.2 1.4 <b>2.8</b>			•	
%	ш	0.9			Ⅲ a 医 1.4 賃 0.9 <b>差 0.5</b>	賃 0.9	賃 0.9	□医賃差	d 2.8 0.9 <b>1.9</b>			Ⅲ医賃差	e 3.7 0.9 <b>2.8</b>						
	В	0.0	B(a) 医 0.5 賃 0.0 <b>差 0.5</b>	賃 0.0		賃 0.0		医賃差	(e) 2.8 0.0 <b>2.8</b>										



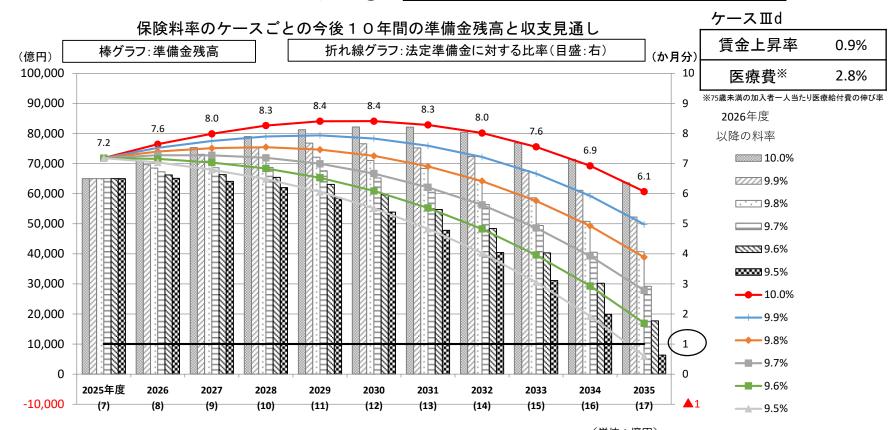
注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



単年度収支	2026年度	2027 (R9)	2028 (R 1 0)	2029 (R 1 1)	2030 (R 1 2)	2031 (R 1 3)	2032 (R 1 4)	2033 (R 1 5)	2034 (R 1 6)	2035 (R 1 7)
10.0%	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	<b>A</b> 200	▲1,700	<b>▲</b> 3,400	<b>▲</b> 5,500	<b>▲</b> 7,700
9.9%	4,600	3,600	2,500	1,100	▲ 100	<b>▲</b> 1,300	▲2,800	<b>▲</b> 4,500	<b>▲</b> 6,600	<b>▲</b> 9,000
9.8%	3,400	2,400	1,400	0	<b>▲</b> 1,300	▲2,500	▲3,900	<b>▲</b> 5,800	<b>▲</b> 7,700	<b>▲</b> 10,100
9.7%	2,300	1,200	300	<b>▲</b> 1,100	▲2,400	▲3,600	<b>▲</b> 5,100	<b>▲</b> 6,900	▲8,900	<b>▲</b> 11,200
9.6%	1,200	100	▲ 900	<b>▲</b> 2,200	▲3,600	<b>▲</b> 4,700	<b>▲</b> 6,300	<b>▲</b> 8,100	<b>▲</b> 10,100	<b>▲</b> 12,400
9.5%	100	<b>▲</b> 1,000	<b>▲</b> 2,000	<b>▲</b> 3,400	<b>▲</b> 4,700	<b>▲</b> 5,900	<b>▲</b> 7,500	<b>▲</b> 9,200	<b>▲</b> 11,300	<b>▲</b> 13,600

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

# 協会けんぽ (医療分) の2024(令和6)年度決算を足元とした 収支見通し (2025(令和7)年9月試算) について (試算結果)

- 1. 試算結果の概要 (P.55)
- 2. 試算結果 (P.56~69)

における各ケースの試算結果の掲載ページは以下の通り。

・ 赤(ケースⅠ~Ⅲ) : ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

・ 青(ケース I a~Ⅲe,A,B) : ② 幅を持った試算(詳細は本部HP運営委員会資料参照)

						75歳	未満・	一人当	たりほ	医療給	付費	の伸び	(%	5)						
	ケース	ζ	0.5%	1.0%	1.4%	1.9%		3%~ .4%	2.	8%		!%~ 3%	3.	7%	4.	2%	4.	6%	5.	1%
	Α	2.3							A 医 賃 <b>差</b>	.(a) 2.8 2.3 <b>0.5</b>	医賃	(b) 3.3 2.3 <b>1.0</b>	医賃	3.7 2.3 <b>1.4</b>	医賃	(d) 4.2 2.3 <b>1.9</b>			A 医 賃 <b>差</b>	(e) 5.1 2.3 <b>2.8</b>
賃金	I	1.8					I 医賃 差	a 2.3 1.8 <b>0.5</b>	賃	b 2.8 1.8 <b>1.0</b>	賃	c 3.2 1.8 <b>1.4</b>	賃	d 3.7 1.8 <b>1.9</b>			I 医賃 <b>差</b>	e 4.6 1.8 <b>2.8</b>		
上昇率	п	1.4					II 医 任 <b>差</b>	1.4		c 2.8 1.4 <b>1.4</b>	賃	d 3.3 1.4 <b>1.9</b>			Ⅱ医賃差	e 4.2 1.4 <b>2.8</b>			•	
(%)	ш	0.9			Ⅲ a 医 1.4 賃 0.9 <b>差 0.5</b>	賃 0.5	回 回 医 質 <b>差</b>	0.9		d 2.8 0.9 <b>1.9</b>			Ⅲ医賃差	e 3.7 0.9 <b>2.8</b>						
	В	0.0	B(a) 医 0.5 賃 0.0 <b>差 0.5</b>	賃 0.0		賃 0.	0		医賃差	(e) 2.8 0.0 <b>2.8</b>										

ケース I (b): 賃金上昇率 1.8% ケース II (c): 賃金上昇率 1.4% ケース II (d): 賃金上昇率 0.9%

○現在の保険料率(10%)を据え置いた場合

(単位:億円)

ケース		2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
ケースI	収支差	6,400	5,700	5,700	5,500	5,000	4,500
	準備金	65,000	70,700	76,400	81,700	86,700	91,300
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
ケースⅡ	収支差	6,400	5,700	5,200	4,700	3,800	3,000
	準備金	65,000	70,700	76,000	80,500	84,200	87,200
	保険料率	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%
ケースⅢ	収支差	6,400	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000
	準備金	65,000	70,700	75,300	79,000	81,300	82,200

○均衡保険料率(単年度収支が均衡する保険料率)

ケース	2026年度	2027	2028	2029	2030
7 - 💢	(令和8年度)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
ケースI	9.5%	9.5%	9.5%	9.6%	9.6%
ケースⅡ	9.5%	9.5%	9.6%	9.7%	9.7%
ケースⅢ	9.5%	9.6%	9.7%	9.8%	9.9%

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

#### 10.0%

# 2. 試算結果 ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

ケース I

○2027年度以降 賃金の伸び: 1.8%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

(単位:億円)

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	112, 400	113, 800	115, 300	116, 800	118, 300
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 400	12, 900
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	124, 700	126, 100	127, 800	129, 700	131, 500
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 200	83, 100
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 500	122, 200	124, 700	127, 000
収支差	•	6, 400	5, 700	5, 700	5, 500	5, 000	4, 500
年度末	準備金残高	65, 000	70, 700	76, 400	81, 700	86, 700	91, 300
	保険料率	10. 0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%

ケースI

○2027年度以降 賃金の伸び: 1. 4%、 75歳未満医療費の伸び: 2. 8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入(医療分)	110, 100	112, 400	113, 400	114, 400	115, 400	116, 500
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 600	13, 100
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	124, 700	125, 700	127, 000	128, 400	129, 800
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 100	83, 000
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支 出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
l	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 600	126, 900
収支差		6, 400	5, 700	5, 200	4, 700	3, 800	3, 000
年度末	準備金残高	65, 000	70, 700	76, 000	80, 500	84, 200	87, 200
	保険料率	10. 0%	10.0%	10.0%	10.0%	10.0%	10. 0%

10.0%

ケースⅢ

○2027年度以降 賃金の伸び: 0.9%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	112, 400	112, 800	113, 300	113, 700	114, 100
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 300	12, 700	13, 300
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	124, 700	125, 100	125, 900	126, 800	127, 800
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 000	82, 900
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 500	126, 800
収支差		6, 400	5, 700	4, 700	3, 700	2, 300	1, 000
年度末	準備金残高	65, 000	70, 700	75, 300	79, 000	81, 300	82, 200
	保険料率	10. 0%	10.0%	10.0%	10. 0%	10.0%	10.0%

均衡

ケース I

○2027年度以降 賃金の伸び: 1.8%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

(単位:億円)

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入(医療分)	110, 100	106, 700	108, 200	109, 700	111, 900	113, 800
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 400	12, 900
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	119, 000	120, 500	122, 200	124, 700	127, 000
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 200	83, 100
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
Ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 500	122, 200	124, 700	127, 000
収支差		6, 400	0	0	0	0	0
年度末	準備金残高	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000
	保険料率	10.0%	9. 5%	9. 5%	9. 5%	9. 6%	9. 6%

ケースⅡ

○2027年度以降 賃金の伸び: 1. 4%、 75歳未満医療費の伸び: 2. 8%

	区 分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	106, 700	108, 200	109, 600	111, 700	113, 500
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 600	13, 100
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	119, 000	120, 400	122, 200	124, 600	126, 900
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 100	83, 000
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支 出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
"	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 600	126, 900
収支差		6, 400	0	0	0	0	0
年度末	準備金残高	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000
	保険料率	10.0%	9. 5%	9. 5%	9. 6%	9. 7%	9. 7%

均衡

ケースⅢ

○2027年度以降 賃金の伸び: 0.9%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	106, 700	108, 200	109, 500	111, 400	113, 200
収	国庫補助等(医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 300	12, 700	13, 300
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	119, 000	120, 400	122, 200	124, 500	126, 800
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 000	82, 900
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
Ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 500	126, 800
収支差		6, 400	0	0	0	0	0
年度末	準備金残高	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000	65, 000
	保険料率	10. 0%	9. 5%	9. 6%	9. 7%	9. 8%	9. 9%

9.9%

ケース I

○2027年度以降 賃金の伸び: 1.8%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

(単位:億円)

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	111, 300	112, 700	114, 200	115, 600	117, 200
収	国庫補助等(医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 400	12, 900
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	123, 500	125, 000	126, 600	128, 500	130, 400
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 200	83, 100
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支 出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 500	122, 200	124, 700	127, 000
収支差		6, 400	4, 600	4, 500	4, 300	3, 800	3, 400
年度末	準備金残高	65, 000	69, 600	74, 100	78, 300	82, 200	85, 500
	保険料率	10. 0%	9. 9%	9. 9%	9. 9%	9. 9%	9. 9%

ケースⅡ

○2027年度以降 賃金の伸び: 1. 4%、 75歳未満医療費の伸び: 2. 8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入(医療分)	110, 100	111, 300	112, 300	113, 300	114, 300	115, 200
収	国庫補助等(医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 600	13, 100
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	123, 500	124, 500	125, 800	127, 200	128, 700
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 100	83, 000
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 600	126, 900
収支差		6, 400	4, 600	4, 100	3, 500	2, 600	1, 800
年度末	準備金残高	65, 000	69, 600	73, 700	77, 100	79, 700	81, 500
_	保険料率	10. 0%	9. 9%	9. 9%	9. 9%	9. 9%	9. 9%

9.9%

ケースⅢ

○2027年度以降 賃金の伸び: 0. 9%、 75歳未満医療費の伸び: 2. 8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	111, 300	111, 700	112, 100	112, 600	113, 000
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 300	12, 700	13, 300
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	123, 500	124, 000	124, 700	125, 700	126, 700
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 000	82, 900
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 500	126, 800
収支差		6, 400	4, 600	3, 600	2, 500	1, 100	<b>▲</b> 100
年度末	準備金残高	65, 000	69, 600	73, 100	75, 500	76, 800	76, 600
_	保険料率	10. 0%	9. 9%	9. 9%	9. 9%	9. 9%	9. 9%

9.8%

ケース I

○2027年度以降 賃金の伸び: 1.8%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

(単位:億円)

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	110, 100	111, 600	113, 000	114, 500	116, 000
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 400	12, 900
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	122, 400	123, 900	125, 500	127, 200	129, 100
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 200	83, 100
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 500	122, 200	124, 700	127, 000
収支差		6, 400	3, 400	3, 400	3, 200	2, 700	2, 200
年度末	準備金残高	65, 000	68, 500	71, 800	74, 900	77, 500	79, 700
	保険料率	10. 0%	9. 8%	9. 8%	9. 8%	9. 8%	9. 8%

ケースⅡ

○2027年度以降 賃金の伸び: 1. 4%、 75歳未満医療費の伸び: 2. 8%

	区 分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入(医療分)	110, 100	110, 100	111, 100	112, 100	113, 100	114, 100
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 600	13, 100
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	122, 400	123, 400	124, 700	126, 000	127, 500
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 100	83, 000
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
"	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 600	126, 900
収支差		6, 400	3, 400	3, 000	2, 400	1, 400	700
年度末	準備金残高	65, 000	68, 500	71, 300	73, 600	75, 100	75, 700
	保険料率	10. 0%	9. 8%	9. 8%	9. 8%	9. 8%	9. 8%

9.8%

ケースⅢ

○2027年度以降 賃金の伸び: 0.9%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	110, 100	110, 600	110, 900	111, 500	111, 900
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 300	12, 700	13, 300
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	122, 400	122, 900	123, 600	124, 500	125, 500
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 000	82, 900
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
Ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 500	126, 800
収支差	•	6, 400	3, 400	2, 400	1, 400	0	<b>▲</b> 1, 300
年度末	準備金残高	65, 000	68, 500	70, 800	72, 100	72, 100	71, 000
	保険料率	10.0%	9.8%	9.8%	9.8%	9.8%	9. 8%

9.7%

ケース I

○2027年度以降 賃金の伸び: 1.8%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

(単位:億円)

	区 分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入(医療分)	110, 100	109, 000	110, 400	111, 900	113, 300	114, 800
収	国庫補助等(医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 400	12, 900
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	121, 300	122, 700	124, 400	126, 100	127, 900
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 200	83, 100
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
Ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 500	122, 200	124, 700	127, 000
収支差		6, 400	2, 300	2, 300	2, 000	1, 400	1, 000
年度末	準備金残高	65, 000	67, 300	69, 500	71, 500	72, 900	73, 900
	保険料率	10.0%	9. 7%	9. 7%	9. 7%	9. 7%	9. 7%

ケースⅡ

○2027年度以降 賃金の伸び: 1. 4%、 75歳未満医療費の伸び: 2. 8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	109, 000	110, 000	110, 900	112, 000	112, 900
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 600	13, 100
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	121, 300	122, 300	123, 400	124, 900	126, 300
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 100	83, 000
l	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支 出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 600	126, 900
収支差		6, 400	2, 300	1, 700	1, 200	300	▲ 600
年度末	準備金残高	65, 000	67, 300	69, 100	70, 200	70, 600	70, 000
	保険料率	10. 0%	9. 7%	9. 7%	9. 7%	9. 7%	9. 7%

9.7%

ケースⅢ

○2027年度以降 賃金の伸び: 0.9%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	109, 000	109, 500	109, 800	110, 300	110, 700
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 300	12, 700	13, 300
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	121, 300	121, 600	122, 400	123, 400	124, 400
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 000	82, 900
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
Ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 500	126, 800
収支差		6, 400	2, 300	1, 200	300	<b>1</b> , 100	<b>▲</b> 2, 400
年度末	準備金残高	65, 000	67, 300	68, 600	68, 700	67, 600	65, 200
	保険料率	10. 0%	9. 7%	9. 7%	9. 7%	9. 7%	9. 7%

9.6%

ケース I

○2027年度以降 賃金の伸び: 1.8%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

(単位:億円)

	区 分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入(医療分)	110, 100	107, 900	109, 300	110, 700	112, 100	113, 500
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 400	12, 900
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	120, 200	121, 600	123, 100	124, 900	126, 700
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 200	83, 100
-	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
Ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 500	122, 200	124, 700	127, 000
収支差		6, 400	1, 200	1, 000	900	200	▲ 200
年度末	準備金残高	65, 000	66, 200	67, 200	68, 000	68, 300	68, 100
_	保険料率	10. 0%	9. 6%	9. 6%	9. 6%	9. 6%	9. 6%

ケースⅡ

○2027年度以降 賃金の伸び: 1. 4%、 75歳未満医療費の伸び: 2. 8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	107, 900	108, 900	109, 700	110, 800	111, 800
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 600	13, 100
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	120, 200	121, 100	122, 300	123, 700	125, 200
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 100	83, 000
-	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
Ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 600	126, 900
収支差		6, 400	1, 200	600	100	▲ 900	<b>1</b> , 700
年度末	準備金残高	65, 000	66, 200	66, 800	66, 800	66, 000	64, 300
	保険料率	10. 0%	9. 6%	9. 6%	9. 6%	9. 6%	9. 6%

9.6%

ケースⅢ

○2027年度以降 賃金の伸び: 0.9%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入(医療分)	110, 100	107, 900	108, 300	108, 700	109, 200	109, 600
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 300	12, 700	13, 300
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	120, 200	120, 500	121, 300	122, 300	123, 300
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 000	82, 900
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 500	126, 800
収支差		6, 400	1, 200	100	▲ 900	<b>▲</b> 2, 200	<b>▲</b> 3, 600
年度末	準備金残高	65, 000	66, 200	66, 300	65, 400	63, 100	59, 600
_	保険料率	10. 0%	9. 6%	9.6%	9. 6%	9. 6%	9. 6%

9.5%

ケース I

○2027年度以降 賃金の伸び: 1.8%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

(単位:億円)

	区 分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入(医療分)	110, 100	106, 800	108, 200	109, 500	111, 000	112, 400
収	国庫補助等(医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 400	12, 900
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	119, 100	120, 400	122, 000	123, 700	125, 600
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 200	83, 100
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 500	122, 200	124, 700	127, 000
収支差		6, 400	100	▲ 100	▲ 300	▲ 900	<b>1</b> , 300
年度末準備金残高		65, 000	65, 100	65, 000	64, 600	63, 700	62, 300
	保険料率	10. 0%	9. 5%	9. 5%	9. 5%	9. 5%	9. 5%

ケースⅡ

○2027年度以降 賃金の伸び: 1. 4%、 75歳未満医療費の伸び: 2. 8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	106, 800	107, 700	108, 600	109, 700	110, 600
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 200	12, 600	13, 100
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	119, 100	119, 900	121, 200	122, 600	124, 000
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 100	83, 000
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支 出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 600	126, 900
収支差		6, 400	100	▲ 500	<b>1</b> ,000	<b>▲</b> 2,000	<b>▲</b> 2, 900
年度末準備金残高		65, 000	65, 100	64, 600	63, 400	61, 400	58, 500
保険料率		10. 0%	9. 5%	9. 5%	9. 5%	9. 5%	9. 5%

9.5%

ケースⅢ

○2027年度以降 賃金の伸び: 0.9%、75歳未満医療費の伸び: 2.8%

	区分	2025年度	2026	2027	2028	2029	2030
		(令和7年度)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)
	保険料収入 (医療分)	110, 100	106, 800	107, 200	107, 500	108, 000	108, 500
収	国庫補助等 (医療分)	12, 400	11, 900	12, 000	12, 300	12, 700	13, 300
入	その他	300	300	300	300	300	300
	計	122, 800	119, 100	119, 400	120, 200	121, 100	122, 100
	保険給付費	74, 600	76, 400	77, 800	79, 400	81, 000	82, 900
	前期高齢者納付金	12, 900	12, 500	12, 300	12, 300	12, 600	12, 900
支出	後期高齢者支援金	24, 900	25, 800	26, 000	26, 300	26, 500	26, 700
Ш	その他	3, 900	4, 200	4, 300	4, 300	4, 300	4, 300
	計	116, 400	119, 000	120, 400	122, 200	124, 500	126, 800
収支差		6, 400	100	<b>1</b> ,000	<b>▲</b> 2, 000	<b>▲</b> 3, 400	<b>4</b> , 700
年度末準備金残高		65, 000	65, 100	64, 100	62, 000	58, 600	53, 900
保険料率		10. 0%	9. 5%	9. 5%	9. 5%	9. 5%	9. 5%

# 【協議事項2】

# 2026(令和8)年度

香川支部の課題を踏まえた支部事業計画・

# 支部保険者機能強化予算の検討について

Ι	被保険者の健診受診率	•••P.71
П	代謝(血糖)リスク	•••P.73
Ш	脂質(中性脂肪・HDLコレステロール)リスク	•••P.76
IV	がん検診要精密検査判定者の未受診	•••P.79
V	喫煙率	•••P.80
vī	健康官言事業所数	P.82

# I 被保険者の健診受診率

# 1 課題

# 参考データ

被保険者の健診受診率が全国平均より低い

生活習慣病予防健診について、受診率は伸びているが全国平均よりも低い

事業者健診データの取得率は全国平均より高いものの、被保険者全体の受診率は全国平均よりも低い

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和6年度 (全国)
生活習慣病予防健診	52.1%	53.0%	53.1%	58.4%
事業者健診	9.9%	8.5%	11.2%	7.2%
被保険者合計	62.0%	61.5%	64.3%	65.5%

### 2 これまでの取組と評価

(1) 生活習慣病予防健診及び付加健診の受診初年度となる35歳及び40歳に到達する被保険者に対し、意識付けを 強化するための圧着ハガキを送付

評価 令和6年度35歳及び40歳の生活習慣病予防健診受診率について、令和7年度と比較し、令和8年度に効果検証を行う。

(2) 健診機関が少なく受診機会が乏しい地域での集団健診の実施

結果 実施日を増やしたが、全体の受診者数は減少した。(令和5年度:5会場、188人,令和6年度:6会場、175人)

評価 令和6年度において、初めてホテル会場(1日程)で実施したが、受診者数に影響がなかった。

### (3) ターゲットを選定した効果的な事業者健診データ提供勧奨

事業者健診データ提供に係る提供依頼書(同意書)を提出しておらず、令和5年度生活習慣病予防健診受診率が低い1,609 結果 事業所に対して、事業者健診データ提供勧奨を実施。147事業所から提供依頼書を取得し、2,444件の事業者健診データを取 得できた。

評価 委託事業者による健診データ取得件数が、令和5年度と比較して1,682件増加し、取得率の向上に繋がった。

71

# 3 今後の重点施策とその検証方法

(1) 生活習慣病予防健診受診率が低い事業所及び新規適用事業所への健診受診勧奨

手法

委託事業者を活用して、健診体系の見直しを契機とした電話による受診勧奨を行う。

検証方法

勧奨あり事業所と勧奨なし事業所の令和7年度の受診率を比較し、効果検証を行う。

(2) ターゲットを選定した効果的な事業者健診データ提供勧奨

手法

提供依頼書を取得しているが、事業者健診データを取得できていない事業所に、紙媒体による健診結果の提供又は提供依頼書の再提出を勧奨する。

検証方法

令和8年度事業者健診データ取得件数により検証する。

# 4 これまでの取組の評価を踏まえ改善(強化)する点

(1) 生活習慣病予防健診受診率が低い事業所及び新規適用事業所への生活習慣病予防健診受診勧奨

改善点

35歳及び40歳に到達する被保険者に加え、新たに令和8年度より一般健診の対象となる20,25,30歳の被保険者に対しても圧着ハガキを送付する。

(2) ターゲットを選定した効果的な事業者健診データ提供勧奨

改善点

更なる取得率の向上を目指すため、前年度に事業者健診データを取得した事業所に加え、提供依頼書を取得しているが、契約未締結機関のため、事業者健診データを取得できていない事業所に紙媒体データを勧奨する。

# Ⅱ代謝(血糖)リスク

1 課題	参考データ			
			令和6年度	令和6年度 (全国)
代謝(血糖)リスク保有率が高い	リスク保有率		16.4%	15.6%
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地域差指数-1	0.058	0.050	0.053
(参考) 内分泌、栄養及び代謝疾患による一人当たり医療費(入院外)が高い		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地域差指数-1	0.007	0.008	0.006

- ※ 地域差指数とは、支部間差を表す指標として、支部別統計値(リスク保有率・一人当たり医療費)について、人口の年齢構成の格差を補正し、 全支部平均を1と指数化したものである。
  - ・地域差指数-1が0より大きい: 自支部の値は全国平均と比較し、高い。
  - ・地域差指数-1が0より小さい: 自支部の値は全国平均と比較し、低い。

## 2 これまでの取組と評価

結果

評価

結果

結果

### (1)35~39歳の代謝(血糖)リスク保有者を対象とした保健指導の実施

令和6年度 保健指導405人実施、3ヶ月後に評価94人、うち血液検査等検査65人に実施した。

血液検査の結果 改善:38人、変化なし:14人、悪化:13人

対象者が年々増加し、特定保健指導の改善率(令和6年度 31.0%)に対し、10%程度の改善で費用対効果が低いため、

事業終了とした。

### (2)35歳~74歳の代謝(血糖)リスク保有者ヘリーフレット送付による情報提供の実施

健診受診月から10ヶ月以内の医療機関受診率

(香川 令和4年度:34.3% 令和5年度:33.1% 令和6年度 4~7月:35.3%)

(全国 令和4年度:33.0% 令和5年度:33.8% 令和6年度 4~7月:34.3%) リーフレットの内容について、アドバイザリー契約を結んでいる香川大学の教授にアドバイスを求めた。

令和4~令和6年度にかけて受診率がほぼ横ばいで推移しており、リーフレット送付による効果は認められなかった。 評価

(3) 未治療者に対する二次勧奨事業の実施

(2) と同じ。 二次勧奨事業の内訳:協会支部(令和5年度:21.3% 令和6年度:18.7%)

直営と委託機関とを比較すると委託機関からの受診勧奨の方が受診率が高く、対象者の行動変容に結び付いた。

評価

委託機関(令和5年度:24.6% 令和6年度:25.9%)

### (4) 未治療者が多い事業所への訪問

結果 令和6年度 全238事業所のうち、21事業所に訪問した。

今後、対象者が行動変容しやすい内容に変更する。

全体の約1割に留まっているため、今後も特定保健指導の訪問の際に、受診勧奨も実施していく。 評価

### (5)35歳~39歳の代謝(血糖)リスク保有者へ圧着ハガキの送付による情報提供の実施

令和7年10月以降に開始予定のため、結果は未定である。圧着八ガキの内容については、アドバイザリー契約を結んでいる香川大学 結果 の教授のアドバイスをもとに、開封率を上げるような内容とした。

現時点では結果が未定のため、確定次第、評価を実施する。 評価

74

### 3 今後の重点施策とその検証方法

(1) 未治療者に対する健診当日の受診勧奨(0次勧奨)

手法

健診機関を経由して、未治療者の受診勧奨リーフレットを配布し、健診結果説明時に医師から受診勧奨を実施する。

検証方法

令和6年度と令和7年度の未治療者の受診率を比較する。

令和7年度の健診結果から、代謝(血糖)リスク保有率について、検証する。

(2) 事業所訪問による受診勧奨

手法

健診の結果、未治療者に対し、保健師・管理栄養士が事業所を訪問し、受診勧奨を実施する。

検証方法

令和6年度と令和7年度の未治療者の受診率を比較する。

令和7年度の健診結果から、代謝(血糖)リスク保有率について、検証する。

# 4 これまでの取組の評価を踏まえ改善(強化)する点

(1) 40歳未満(35~39歳の生活習慣病予防健診受診者)の代謝(血糖)リスク保有者を対象とした保健指導の実施

改善点

40歳未満の代謝(血糖)リスク保有者を対象とした保健指導の実施は令和7年度以降は終了とした。代わりに令和7年度以降は35歳~39歳の代謝(血糖)リスク保有者へ圧着ハガキの送付による情報提供事業を実施した。

(2) 35歳~74歳の代謝(血糖)リスク保有者ヘリーフレット送付による情報提供の実施

改善点

リスク保有者に対する情報提供事業は令和8年度以降は終了する。代わりに健診機関を経由し、リーフレットを配付し、健診当日に 医師から受診勧奨を行う。(0次勧奨)

(3) 未治療者に対する二次勧奨事業の実施

改善点

実地調査や健診機関説明会等で委託機関の増加を図る。

(4) 未治療者が多い事業所への訪問

改善点

引き続き、令和6年度と令和7年度の受診率を比較する。

# Ⅲ 脂質(中性脂肪・HDLコレステロール)リスク

1 課題	参考データ			
			令和6年度	令和6年度 (全国)
中性脂肪のリスク保有率が高い	リスク保有率		19.6%	18.5%
中は加加のクスク体行学が同い		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地域差指数-1	0.039	0.044	0.056
			令和6年度	令和6年度
	リスク保有率		4.1%	(全国) 4.0%
HDLコレステロールのリスク保有率が高い		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地域差指数-1	0.080	0.067	0.039
			令和6年度	令和6年度 (全国)
運動習慣改善要素保有者 (※) の割合が高い	リスク保有率		69.0%	65.9%
		令和4年度	令和5年度	令和6年度
	地域差指数-1	0.025	0.026	0.047

- ※ 運動習慣改善要素保有者とは標準的な質問票の下記質問項目において、①~③の回答が「していない」「いいえ」に1つでもあてはまる場合に該当する。
  - ①1回30分以上の軽く汗をかく運動を週2日以上1年以上実施している
  - ②日常生活において歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している
  - ③ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い

# 2 これまでの取組と評価

(1) 35歳~74歳の脂質リスク者ヘリーフレット送付による情報提供の実施

結果

健診受診月から10ヶ月以内の医療機関受診率

(香川 令和4年度:34.3% 令和5年度:33.1% 令和6年度 4~7月:35.3%) (全国 令和4年度:33.0% 令和5年度:33.8% 令和6年度 4~7月:34.3%)

リーフレットの内容について、アドバイザリー契約を結んでいる香川大学の教授にアドバイスを求めた。

評価

令和4~令和6年度にかけて受診率がほぼ横ばいで推移しており、リーフレット送付による効果は認められなかった。 今後、対象者が行動変容しやすい内容に変更する。

(2) 未治療者に対する二次勧奨事業の実施

結果

(1)と同様。二次勧奨事業の内訳:協会支部(令和5年度:21.3% 令和6年度:18.7%)

委託機関(令和5年度:24.6% 令和6年度:25.9%)

評価

直営と委託機関と比較すると委託機関からの受診勧奨の方が受診率が高く、対象者の行動変容に結び付いた。

(3) 未治療者が多い事業所への訪問を実施

結果

全238事業所のうち、21事業所に訪問(令和6年度)

評価

全体の約1割に留まっているため、今後も特定保健指導の訪問の際に、受診勧奨も実施していく。

(4) 自治体が実施する運動に関する事業への参加について広報と周知の実施

結果 健

健康保険委員に向けて香川県と連携し、WEBセミナーを実施し、香川県が実施している健康づくり事業であるマイチャレの広報・周知を行った。

評価

運動に関する事業の認知度向上につながった。

# 3 今後の重点施策とその検証方法

(1) 未治療者に対する健診当日の受診勧奨

手法

健診機関を経由して、未治療者の受診勧奨のリーフレットを配付し、健診結果説明時に医師から受診勧奨を実施する。

検証方法

令和6年度と令和7年度の未治療者の受診率を比較する。

令和7年度の健診結果から、脂質リスク保有率の割合により検証する。

(2) 事業所訪問による受診勧奨

手法

健診の結果、要治療・要精密検査の対象者に対し、保健師・管理栄養士が事業所を訪問し、受診勧奨を実施する。

検証方法

令和6年度と令和7年度の未治療者の受診率を比較する。

令和7年度の健診結果から、脂質リスク保有率の割合により検証する。

# 4 これまでの取組の評価を踏まえ改善(強化)する点

(1) 35歳~74歳の脂質リスク保有者ヘリーフレット送付による情報提供の実施

改善点

リスク保有者に対する情報提供事業は令和8年度以降は廃止する。代わりに健診機関を経由し、リーフレットを配付し、健診当日に 医師から受診勧奨を行う。(0次勧奨)

(2) 未治療者に対する二次勧奨事業の実施

改善点

実地調査や健診機関説明会等で受診勧奨受託機関の増加を図る。

(3) 未治療者が多い事業所への訪問を実施

改善点

引き続き継続し、令和6年度と令和7年度の受診率を比較する。

# IV がん検診要精密検査判定者の未受診

### 1 課題

参考データ

大腸免疫便潜血検査又は胃部X線検査で要精密検査の判定を受けてから3ヶ月経過しても、医療機関を受診していない者が多い

	がん検診要精密検査判定の未受診(※)				
	大腸   胃				
人数	2,363	1,203			
未受診率	44.8%	47.4%			

※要精密検査の判定を受けてから3ヶ月経過しても、医療機関を受診していない者令和3年度香川支部データより

# 2 これまでの取組と評価

(1) 医療機関への圧着ハガキの作成

結果

香川県、香川県医師会等関係機関と調整を行い、医療機関への圧着ハガキを作成した。

# 3 今後の重点施策とその検証方法

(1) 医療機関への圧着ハガキの送付

手法

大腸免疫便潜血検査、胃部X線検査で要精密検査の判定を受けてから3ヶ月経過しても医療機関を受診していない者に対して、 県内の専門医療機関リストを掲載した圧着ハガキを10月より送付する。また、早期発見・早期治療のメリットを訴求し、行動変容を 促すためにナッジ理論を活用した内容とした。

検証方法

令和6年度と令和7年度の要精密検査対象者の受診率を比較し、検証の結果を受けて、今後の事業継続を判断する。

# V 喫煙率

1 課題		参考データ			
	協会けんぽ 地域差指数-1	令和4年度 -0.064	令和5年度	令和6年度 -0.050	
		協会けんぽ		令和6年度 (香川)	令和6年度 (全国)
喫煙者の割合が、他の保険者に比べて高い		喫煙者の割合	26.1%	27.5%	
		全保険者(※)		令和3年度 (香川)	令和3年度 (全国)
		喫煙者の割合		19.7%	21.8%
		※NDBオープンデータより			

# 2 これまでの取組と評価

(1) 35歳~49歳の被保険者で喫煙習慣がある者ヘリーフレット送付による禁煙勧奨の実施

結果

15歳以下の子供がいる家庭・いない家庭でリーフレットの内容を変える。

令和7年10月7日に10,226人へ送付。(内訳:15歳以下の子供あり3,906人、15歳以下の子供なし6,320人)

評価

令和8年度の健診結果(喫煙習慣に関する回答)と禁煙勧奨後の禁煙外来受診有無により評価する。

# 3 今後の重点施策とその検証方法

(1) 喫煙習慣がある被保険者ヘリーフレット送付による禁煙勧奨の実施

手法

令和7年度に引き続き、35歳~49歳の被保険者で15歳以下の子供がいる家庭・いない家庭でリーフレットの内容を変え、 禁煙勧奨を実施する。

50歳~74歳の喫煙者に対し、リーフレットを送付することで禁煙勧奨を実施する。

検証方法

令和9年度の健診結果(喫煙習慣に関する回答)と禁煙勧奨後の禁煙外来受診有無により評価する。

# 4 これまでの取組の評価を踏まえ改善(強化)する点

(1) 喫煙習慣がある被保険者ヘリーフレット送付による禁煙勧奨の実施

改善点

35歳~49歳の被保険者に加え、50歳~74歳の喫煙者に対しても禁煙勧奨リーフレットを送付する。 香川県内で禁煙外来を利用できる医療機関一覧をリーフレットとともに同封する。

# VI 健康宣言事業所数

1 課題	参考データ						
健康宣言事業所数が伸びず、KPI未達成が続いている	香川 KPI	令和4年度 627 事業所 640 事業所	近 758	5年度 事業所 事業所	令和6年 835 事業 960 事業	所	
道路貨物運送業およびその他の運輸業における、 各リスク保有率が香川支部平均より高い	香川 (全業態平均) 道路貨物運送 その他の運輸業 令和6年度健診	50.0%	血圧リスク 保有率 46.4% 58.2% 58.5%	代謝Jスク 保有率 17.0% 23.0% 23.5%	35.8%	肝機能リスク 保有率 32.1% 37.6% 36.5%	喫煙率 27.8% 43.5% 33.5%
2 これまでの取組と評価							

(1) 生命保険会社等12事業所と健康経営普及推進にかかる覚書を締結し、 健康宣言事業の周知・広報・宣言勧奨を実施

結果

令和5年度は131事業所増加しており、約3/4が保険会社等の紹介だった。 令和6年度は77事業所が宣言しており、約1/2が保険会社等の紹介だった。

評価

健康宣言事業所数増加に繋がったが、その効果は年々減少傾向にある。

# 3 今後の重点施策とその検証方法

(1) 3団体(トラック、バス、タクシー)と協働で健康宣言事業の普及及び健康宣言事業所拡大の取組を実施

業界が抱える課題(事故防止や高齢化対策、人材不足対策など)への取組として、健康宣言事業を業界全体で取り組んでいただけるよう、3団体を訪問し協力を要請する。

3団体での健康宣言文書勧奨を実施する。

手法

併せて健康宣言に関するアンケートを行う。(健康宣言に至らない理由、課題等の調査→理由や課題に応じた対策へ繋げる) 3団体の会報誌等に健康宣言事業の記事掲載やリーフレットを同封する。

健康宣言事業所を、業界団体の会報誌等で宣伝する。

事故防止委員会などへ参加し、健康宣言事業について講演する。

外部委託により、健康宣言の勧奨を実施する。

支部職員による訪問勧奨を実施する。

検証方法

道路貨物運送業、その他の運輸業における健康宣言事業所数の増加

# 【報告事項1】

# 2025(令和7)年度支部事業報告(上半期)について

### 1.基盤的保険者機能関係

①サービススタンダードの達成率・平均所要日数 ・・・	
②現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率 ・・・	•P.86
③効果的なレセプト点検の推進(内容点検)・・・	•P.87
④債権回収の推進・・・	•P.88

### 2.戦略的保険者機能関係

⑤生活習慣病予防健診(被保険者)受診率の向上	•••P.89
⑥事業者健診データの取得率の向上	•••P.90
⑦特定健診(被扶養者)受診率の向上	•••P.91
8特定保健指導実施率の向上	•••P.92
⑨重症化予防対策の推進	•••P.93
⑩コラボヘルスの推進	•••P.94
⑪医療資源の適正使用	•••P.95
⑫広報活動	•••P.96

# 3.組織•運営体制関係

①3コスト削減等 ···P.97

# 1. 基盤的保険者機能関係 ①サービススタンダードの達成率・平均所要日数

### 事業内容

●現金給付のうち加入者の生計維持に強くかかわる傷病手当金等は、受付から支払までの期間について10営業日以内をサービススタンダードとして設定し、迅速な支給決定を遵守する。

### 取組

- ●受付から支払までの進捗状況を管理する。
- ●職員の多能化に取り組み、生産性の向上を図る。

### 実施結果

- ●令和7年度6月までのサービススタンダード達成率は100%であった。※令和元年度以降100%を継続している。
- ●平均所要日数は4.78日で、協会全体5.33日よりも0.55日短縮して支給決定している。

### 今後の対応

●引き続きサービススタンダードを遵守できるよう進捗管理の徹底を図るとともに、職員の多能化等の取組を推進し、より一層の 生産性の向上を図る。

K	P	Ι

①サービススタンダード(10日間)の達成状況を100%とする

②サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する

	(文
実績	1100
	247

令和7年度第1四半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
①100% (±0.00ポイント)	1100%	1100%
②4.78日 (+0.03ポイント)	②4.80⊟	②5.33日

### 1. 基盤的保険者機能関係 ②現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率

### 事業内容

●加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するため、全ての手続きは郵送で可能であることを 各種広報媒体や研修会等により周知する。

### 取組

- ●納入告知書同封チラシやメールマガジン等による広報を実施する。
- ●加入者・事業所担当者より電話や相談窓口にて各種申請に関する問い合わせがあった際、郵送での提出を案内する。

### 実施結果

●令和7年度7月末までの窓口での受付率は9.1%であり、全国平均より4.7ポイント上回る高い状態が続いている。

#### 今後の対応

●従来の取組を継続するとともに、令和8年1月に導入される電子申請について、事業主・加入者に対して、幅広く広報を実施していく。

KPI	現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度(9.1%)以下とする				
<b>□</b> 4=	令和7年度上半期実績 (対前年度同期比) 令和6年度実績				
実績	9.1% (±0.00ポイント)	9.1%	4.4%		

※令和7年7月末実績

### 1. 基盤的保険者機能関係 ③効果的なレセプト点検の推進(内容点検)

#### 事業内容

●診療報酬等明細書(以下「レセプト」)は全件、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」)による診療内容の一次審査の後、協会においても内容点検として再度診療内容や投薬状況などを点検している。

#### 取 組

- ●点検員のスキルアップに向けた研修・勉強会を実施し、点検の高度化を図る。
- ●点数効果の高いレセプトを重点的に点検する。また、再審査結果の状況や傾向を分析し情報提供する。 (再審査請求件数8,145件 ※令和7年9月末時点)
- ●支払基金との協議結果(令和7年9月末時点) 31事例に対して、査定・再審査につながったケースが11事例あった。

#### 実施結果

- ●令和7年度上半期は、2,481,671件のレセプト請求があった。
- ●令和7年9月末時点の査定件数は2,973件、査定金額は3,442万円と前年同期と比べて大幅に増加した。 対前年同期比:査定件数は409件増、査定金額は1,183万円増、1件当たりの査定金額は1,314円増加した。

#### 今後の対応

- ●本部から提供される診療項目ごとの再審査結果データや他支部査定事例データ等を活用し、効果的・効率的な点検を図っていく。
- ●前年度の課題を踏まえ、外部講師を活用したレセプト点検スキルアップ研修を実施する。
- ●疑義のあるレセプトについては、審査医師の判断を仰ぎながら支払基金と積極的に協議を行い、審査基準の支部間差異解消を図る。

KPI①	協会のレセプト点検の査定率について前年度以上(0.078%)とする

実績①	令和7年度第1四半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
天順山	0.119%(全国24位) (+0.043ポイント)	0.078%	0.124%

KPI2	協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度(9,352円)以上とする		
実績②	令和7年度第1四半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
大順色	12,977円(全国9位) (+3,494円)	9,352円	9,644円

### 1. 基盤的保険者機能関係 ④債権回収の推進

### 事業内容

●資格喪失後受診や業務上及び年金調整等による返納金については、協会における返納金債権の大きな発生原因となっており、 協会けんぽでは発生した返納金債権の速やかな回収に取り組んでいる。

### 取 組

- ●発生した債権については、全件調定及び納付書を速やかに送付する。
- ●納付期限を1ヶ月以上経過しても納付や連絡がない債務者あてに催告状を送付する。それでも、納付がなければ弁護士を活用した 返納催告及び法的手続きの実施により、返納金債権の確実な回収を図る。
- ●資格喪失後に国民健康保険に加入した債務者については、保険者間調整を積極的に実施する。

#### 実施結果

- ●債務者告知を実施した。(調定件数:824件、調定金額:3,377万円 ※令和7年7月末時点)
- ●返納金・療養費の保険者間調整を実施した。 (調整金額:416万円 ※令和7年7月末時点) 保険者間調整手続きによる収納見込み件数及び金額:129件 7,325,970円
- 遡及喪失に係る返納金周知用チラシを県内年金事務所に各100部配付し、 遡及喪失時に活用するよう依頼した。
- ●所在地不明者168人について、7月に県内年金事務所に所在地調査実施。8月に所在地判明者52人に対し、文書催告を実施した。

### 今後の対応

- ●新業務システムの活用、業務フローに則した納付催告等を毎月着実に実施する。
- ●自主的な債権回収が困難な場合は、弁護士催告・法的措置を行うなど債権回収の取組を強化する。
- ●特に高額な返納金債権について、回収が困難な場合は債務者へ対して保険者間調整の案内を積極的に進める。

KPI	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)	を除く)の回収率を前年度以上	(71.68%) とする
r÷16=	令和7年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
実績	52.76% (全国12位) (+15.5ポイント)	71.68%	42.08%

※令和7年8月末実績

### 2. 戦略的保険者機能関係 ⑤生活習慣病予防健診(被保険者)受診率の向上

### 事業内容

●35歳以上の被保険者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診項目に加え、がん検査を含む生活習慣病予防健診を 実施する。

### 取 紅

- ●生活習慣病予防健診の費用補助の拡大に加え、付加健診の対象年齢の拡大および令和8年度における健診体系の見直しを 積極的に広報し、受診機会の拡大を図る。
- ●外部委託業者による、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨や、新規適用事業所への受診勧奨を行う。
- ●県外住所者への個人宛勧奨を実施する。
- ●一般健診、付加健診受診可能初年度である35歳、40歳の被保険者個人に対して意識づけとなる受診勧奨を行う。

### 実施結果

●生活習慣病予防健診受診者数 : 21,156人 (令和7年4月~6月)

●生活習慣病予防健診実施機関 : 43機関

- ●受診機会の拡大
  - ・費用補助の拡大に加え、付加健診の対象年齢の拡大の広報を実施した。(令和7年4月2日にLINEで配信)
  - ・生活習慣病予防健診及び付加健診の受診初年度となる35歳及び40歳に到達する被保険者に対し、意識付けを強化するための受診勧奨DMを令和7年3月27日に送付した。(35歳:3,862件、40歳:4,569件)
- ●外部委託業者による、事業者健診から生活習慣病予防健診への切り替え勧奨や、新規適用事業所への受診勧奨を行った。 (令和7年5月13日~令和7年6月20日実施)

### 今後の対応

●令和8年度における健診体系の見直しについて、様々な機会を捉え積極的な広報を実施する。

サンス 羽根 (中マッサ/カーク・ステク・カナ L D 20/ 1/ 1 L L + フ

●外部委託業者による受診勧奨のほか、受診機会が乏しい地域における集団健診や、個人宛勧奨の実施により受診率の向上を図る。

KPI	生活省恒州予防健診受診率を58.3%以上と96		
中纬	令和7年度第1四半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
実績	21,156人【13.4%】 (+897人)	53.1%	14.0%

### 2. 戦略的保険者機能関係 ⑥事業者健診データの取得率の向上

### 事業内容

●事業所において労働安全衛生法に基づき行われた事業者健診データの取得に向けた取組を行う。

### 取 組

- ●香川労働局等と連携した事業者健診データ取得を推進する。
- ●提供依頼書(同意書)および紙媒体による事業者健診データを取得する。
- ●提供依頼書を取得しているが、事業者健診データを取得できていない事業所に、紙媒体による健診結果の提供又は 提供依頼書の再提出を勧奨する。

### 実施結果

- ●香川労働局と連携した事業者健診データ取得推進に関する文書を令和7年7月に送付した。(送付開始)
- ●事業者健診データ取得数 : 5,391人 (令和7年4月~6月)
- ●健診機関等に対し、迅速な(受診月を考慮した)事業者健診データの取得を行った。
- ●提供依頼書を取得済事業所の健診データを取得数(3,825人)

<del>古、\*\*\* \*\*\*</del> /7キ=へ 一\*

#### 今後の対応

●引き続き、事業者健診データを取得できていない事業所に、紙媒体による健診結果の提供又は提供依頼書の再提出を勧奨する。

KPI	事業者健診テータ取得率を10.8%以上と9る		
	令和7年度第1四半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
実績	5,391人【3.4%】 (+681人)	11.2%	1.2%

### 2. 戦略的保険者機能関係 ⑦特定健診(被扶養者)受診率の向上

### 事業内容

●40歳以上の被扶養者を対象に、メタボリックシンドロームに着目した特定健診を行う。

### 取 組

- ●市町との連携を推進し、がん検診と同時実施が可能な集団健診を実施する。
- ●オプション健診等の付加により、実施項目を充実させ健診への受診行動を促す。
- ●交通至便の良い施設等、受診しやすい環境における集団健診を実施する。

### 実施結果

- ●市町のがん検診と同時実施可能な集団健診の体制整備を行った。 (17市町のうち、上期実施:1町(綾川)、下期実施予定:5市3町(高松、丸亀、坂出、東かがわ、さぬき、三木、直島、琴平)
- ●被扶養者の特定健診受診者数: 553人 (令和7年4月~5月)
- ●秋の集団健診(11~12月)の実施に向け、歯科健診や骨粗鬆症検診の実施に関し、市町や香川県および歯科医師会等 関係団体と調整を行った。

### 今後の対応

●秋の集団健診(11~12月)に続き、冬の集団健診の実施に向けて、がん検診の実施主体である市町等関係団体と調整を行う。

KPI	被扶養者の特定健診受診率を32.7%以上とする		
<b>□</b> 4=	令和7年度第1四半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
実績	553人【1.7%】 (-56人)	29.7%	2.8%

※「協会全体」は令和7年5月末実績

### 2. 戦略的保険者機能関係 ⑧特定保健指導実施率の向上

### 事業内容

●健診受診者が自身の健康状態を自覚し生活習慣改善につながるように、保健師等による効果的な特定保健指導を行う。

### 取 組

- 協会けんぱ保健師等による、保健指導の質の向上を図るとともに新たな手法(成果を重視)を活かした実施者数の増加を図る。
- ●事業者健診結果に基づく、特定保健指導の実施者数の増加を図る。
- ●外部委託機関による、健診当日の初回面接(集団健診における初回面接分割実施を含む)等の更なる推進を図る。
- ●前年度特定保健指導該当者に対して行動変容勧奨通知を行い、特定保健指導該当者の減少を図る。
- ●ICTを活用した遠隔保健指導等の推進を図る。

### 実施結果

- ●保健指導の実施者数 : 1,697人(令和7年4月~6月) 【参考】前年度同期 1,498人(令和6年4月~6月) 〔内訳〕
  - ・協会けんぽ保健師等による保健指導実施者数 : 864人(本人:864人、家族:0人)

【参考】前年度同期 928人(本人:928人、家族:0人)

・健診機関等による保健指導実施者数 : 833人 (本人:812人、家族:21人)

【参考】 昨年度同期 570人(本人:550人、家族:20人)

●岩盤層(特保対象者が一定数いながら経年未利用事業所)への事業所訪問 6事業所

【参考】前年度同期 17事業所

#### 今後の対応

- ●協会けんぽ保健師等、外部委託機関ともに、研修会や意見交換会等を通じて、引き続き質の向上を図る。
- ●外部委託機関による、健診当日の初回面接実施等の更なる推進を図る。
- ●外部委託機関による、ICTを活用した保健指導の強化を図る。
- ●令和8年度における健診体系の見直しに向けて、保健指導受託機関の拡大を図る。

K P I

- ①被保険者の特定保健指導の実施率を40.2%以上とする
- ②被扶養者の特定保健指導の実施率を31.0%以上とする

	令和7年度第1四半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
実績	①1,676人(+198人) ②21人(+1人)	①35.6% ②26.7%	_

### 2. 戦略的保険者機能関係 ⑨重症化予防対策の推進

### 事業内容

●健診結果(血圧、血糖、脂質)で要治療・要精密検査と判定され、健診受診月の前月から4ヶ月以内に医療機関を受診していない方(以下、「未治療者」という)や、糖尿病性腎症の疑いがある方に対して、重症化予防を図るため医療機関への受診勧奨や情報提供を行う。

### 取 組

- ●未治療者に対し、医療機関への受診勧奨文書を本部から送付(一次勧奨)する。未治療者のうち、より重症域にある方に対し、協会けんぽ保健師や健診機関の医師、保健師等により電話や文書、面談による受診 勧奨(二次勧奨)を実施する。
- ●一次勧奨を実施して1ヶ月後、該当リスクに関するパンフレットを送付し、情報提供を行う。
- ●健診結果から糖尿病性腎症の疑いがある方に対し、かかりつけ医への受診勧奨を行う。 (「香川県糖尿病性腎症等重症化予防プログラム」を活用)
- ●40歳未満の代謝リスク保有者への情報提供および受診勧奨(ナッジ理論を活用)を実施する。
- ●要精密検査(胃・大腸がん)の判定を受けた被保険者の方への医療機関受診勧奨を行う。
- ●血圧、血糖、脂質に係る健診結果の判定区分が「要治療」もしくは「要精密検査」の方がいる事業所に赴き、保健指導を実施する。

### 実施結果

- ●一次勧奨の1ヶ月後、日常生活で予防・改善のために活用していただけるよう、該当リスクに関するパンフレットを送付し情報提供を行った。 (毎月実施)
- ●協会けんぽ保健師または健診機関の医師・保健師等による二次勧奨を実施した。 (毎月実施)
- ●40歳未満の代謝リスク保有者への情報提供および要精密検査(胃・大腸がん)の判定を受けた被保険者の方への医療機関受診勧奨に ついて、事業内容および圧着ハガキについて関係機関等と調整することで、下期から実施予定とした。

### 今後の対応

- ●勉強会等を通じて協会けんぱ保健師の受診勧奨スキルを上げ、受診率の向上を図る。また、健診機関による受診勧奨も継続実施する。
- ●糖尿病性腎症の疑いがある方に対し、受診勧奨通知を送付予定である。

K P I

血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10ヶ月以内に医療機関を受診した者の割合を対前年度(33.1%)以上とする (※) 胸部エックス線検査に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

字结	令和7年度上半期実績	令和6年度実績	(参考)協会全体
実績	34.7%	33.1%	34.3%

### 2. 戦略的保険者機能関係 ⑩コラボヘルスの推進

### 事業内容

●事業主と協会けんぽが協働し、事業所で働く従業員の健康の維持増進を図るため、コラボヘルス推進に向けた取組を行う。

### 取 組

- ●新規適用事業所に対し、「事業所まるごと健康宣言」のパンフレットを送付する。
- ●健康宣言事業所への健康情報誌等による情報提供を実施ならびに出前講座の拡充によりフォローアップの強化を図る。
- ●健康経営の普及推進に向けて、関係団体等と連携しながら健康宣言事業所数の拡大を図る。

### 実施結果

- ●四国経済産業局や香川県と連携し、健康宣言事業所を対象としたオンライン研修会を開催し、事業所における健康づくり事業の 充実・深化を図った。配信期間:令和7年9月1日 ~ 令和7年10月31日
- ●丸亀商工会議所会員で未宣言事業所に対し、会頭と支部長の連名による勧奨文書を令和7年7月2日に558事業所に送付し、 健康宣言を受理したのが9事業所であった。
- ●令和7年6月18日に日本生命主催の『健康経営セミナー』で講演を行い、健康宣言受理が1事業所、検討中が1事業所である。
- ●健康宣言事業所に対し、四半期ごとに「季節のけんこう」などの健康情報誌ならびに取組事例集を送付し情報提供を行った。 また、外部委託によるオンライン出前講座(運動、食事など) 13種類を実施し、8事業所から申込みがあった。
- ●高松市教育委員会と連携し、小学4年生を対象に「こども健康教育冊子」を6月に配布し、生活習慣病の知識向上を図った。

### 今後の対応

- ●四国経済産業局や香川県、経済団体等と連携し、健康経営の普及と健康宣言事業所数の拡大を図る。香川県と協働で優良取組事業所を表彰、丸亀健康ウォークなどを実施する。
- ●協力事業者12社と情報連携を強化しながら健康宣言事業の活性化を図り、健康宣言事業所の拡充・支援を行う。
- ●香川産業保健総合支援センターと連携し香川健康づくり推進セミナーにブース出展するなど、メンタルヘルス予防対策を推進する。
- ●健康課題に着目した禁煙勧奨によるポピュレーションアプローチを実施する。

KPI	健康宣言事業所数を1,010事業所以上とする	
字结	令和7年度上半期実績 (対前年度同期比)	令和6年度実績
実績	879事業所 (+67事業所)	841事業所

### 2. 戦略的保険者機能関係 ⑪医療資源の適正使用

### 事業内容

●加入者の医療費負担の軽減及び協会けんぽの財政負担の軽減につながることから、ジェネリック医薬品ならびにバイオシミラー(バイオ 後続品)の使用促進に向けた取組を行う。

### 取 組

- ●加入者や事業主に対し、メールマガジンや納入告知書同封チラシ等による広報を行う。
- ●香川県薬剤師会・17市町連名の「若年層向けジェネリック医薬品使用促進チラシ」(後援:厚生労働省四国厚生支局、香川県) を活用し、周知啓発を行う。
- ●医療機関や関係者に対し、バイオシミラーの使用促進に向け、協力依頼等の働きかけを実施する。
- ●時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

### 実施結果

- ●ジェネリック医薬品の直近の令和7年4月診療分の使用割合は、88.2%となり、目標を達成した。
- ●「若年層向けジェネリック医薬品使用促進チラシ」を市町村及び調剤薬局に追加配布し、住民及び患者への啓発に活用いただいた。
- ●バイオシミラー使用促進事業説明のため、香川県病院薬剤師会ならびに香川県薬剤師会を訪問し協力依頼を行った。

#### 今後の対応

- ●「若年層向けジェネリック医薬品使用促進チラシ」をリニューアルし、バイオシミラー普及啓発に向けたコンテンツを盛り込む。
- ●上手な医療のかかり方で、「時間外・休日受診時の注意点」「救急電話相談」「セルフメディケーション」に関する周知啓発を行い、加入者の行動変容を促すためのWEB広報を実施する。

KPI	①香川支部のジェネリック医薬品使用割合 (※1) を年度末時点で対前年度末(87.4%)以上とする ②バイオシミラー使用促進事業を開始し、医療機関や関係者への働きかけを実施する		
実績	令和7年度上半期実績 ※R7.4月診療分 (対前年度同期比)	令和6年度実績 ※R7.3月診療分	(参考)協会全体
	88.2% (全国40位) (+6.3ポイント)	87.4%	89.6%

内訳: 医科入院89.1%、医科入院外77.7%、歯科55.6%、調剤90.5%

### 2. 戦略的保険者機能関係 迎広報活動

### 事業内容

●協会けんぽの活動内容を正しく理解いただくため、各種媒体を活用した広報活動を行う。

### <u>取 組</u>

- ●事業所あてに毎月送付される広報チラシのほか、ホームページやメールマガジン、LINEなどを活用したタイムリーな情報提供を実施する。
- ●加入者及び事業主と協会けんぽとの橋渡し的役割を担っている健康保険委員の委嘱拡大に向けた文書勧奨等を実施する。
- ●健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施する。

### 実施結果

- ●各種広報により、インセンティブ制度の仕組み等協会けんぽの事業活動への理解度向上を図った。
- ●香川県栄養士会に「健康レシピならびにコラム」の作成依頼を行い、LINE等の広報媒体で情報発信を行った。
- ●健康宣言事業所のうち健康保険委員未委嘱事業所に向け、令和7年8月に286事業所に対して文書勧奨を実施したところ、 36事業所より申込みがあった。(令和7年8月末時点)

### 今後の対応

- ●健康保険委員としての永年の活動や功績等に対する健康保険委員功労者表彰式を11月に実施予定である。
- ·大臣表彰:1人、支部長表彰:14人
- ●健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会や広報誌等を通じた情報提供を実施するとともに、引続き、健康保険委員の 委嘱拡大を図る。
- ●加入者へ直接届けることができるLINE登録者数の増加に向けた広報ならびに勧奨を積極的に行う。

- ①SNS(LINE公式アカウント)を運用し、毎月情報発信を行う
- ②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を63.4%以上とする
- ③健康保険委員の委嘱事業所数を前年度(2,995事業所)以上とする

実績	令和7年度上半期実績 ※R7.7月末時点速報値 (対前年度同期比)	令和6年度実績	(参考)協会全体
	62.59% (+0.26ポイント) 2 <b>,</b> 997事業所 (+44事業所)	62.54% 2,995事業所	未確定

### 3. 組織・運営体制関係 ⑬コスト削減等

### 事業内容

●調達における競争性を高めるため、調達見込み額が100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約が適当なものについては調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査を行う。

### 取 組

- ●一般競争入札の推進及び調達審査委員会の適宜開催による調達案件審査を実施する。
- ●十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの事業者が参加しやすい環境を整備する。
- ●参加が予想される事業者への入札参加に向けた声掛けの実施と一者応札となった場合の原因の検証を行う。

### 実施結果

- ●一般競争入札を3件実施し、内2件が一者応札であり、割合は66.6%となっている。
  - 1. 健康保険委員及び健康宣言事業所向け情報提供に係る発送物の送付書印刷・封入封緘及び発送業務委託
  - 2. 令和7年度特定健診(前期)案内通知作成等業務委託
  - 3. 文書等の保管及び管理等に関する業務委託
- 一者応札となってしまった案件(2および3)については、当該業務を取扱う事業者が限られていること、また再委託を認めていない業務について、自社で完結できる事業者が限られており参加が困難であったこと。

#### 今後の対応

- ●一者応札となった原因を改善するため、事業者への更に幅広い声掛けや、十分な公告期間の確保に努める等、 契約事務の透明化を徹底する。
- ●少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告(ホームページ等で調達案件を公示し広く見積 書の提出を募る方法)を実施する。

### K P I

一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする。 入札件数の見込み件数が年間6件以下の場合は、1件以下とする。

実績	令和7年度上半期実績	令和6年度実績	(参考)協会全体
	66.6%	14.2%	未確定

# 【報告事項2】

2025(令和7)年度

香川支部保険者機能強化予算の変更について

# 追加事業

### 支部医療費適正化予算

### 上手な医療のかかり方のWEB広告

### 取 組

- ●初診時の休日加算、再診時の時間外加算の算定状況が全国平均よりも高い(※)ことから、
- ①休日及び時間外受診時の注意点
- ②救急電話相談
- ③セルフメディケーション
- に関する上手な医療のかかり方についてのWEB広告を実施するもの。

### <u>内 容</u>

●加入者のヘルスリテラシーの向上や行動変容の促進が期待でき、症状に応じて医療機関を適切に受診することで、不要不急な 受診の減少及び医療費適正化につながる。

<事業予算費(広告宣伝費)> 1,788千円

### 変更(追加)理由

- 1、上手な医療のかかり方に関する広報において、納入告知書同封チラシ等の広報のみでは十分な効果が期待できないと判断した。
- 2、これまで紙媒体による広告が多かったため、幅広い年齢層にも情報を届けられつつ効果測定も期待できるWEB広告を企画した。

#### 今後の動き

●現在、令和8年1月19日~令和8年2月19日を配信予定としているため、準備を進めている。

### ※レセプト出現比による。

令和6年12月~令和7年2月診療分の協会けんぽレセプトデータを初診・再診に係る時間外、休日、深夜加算の一人当たり算定回数を全国と比較する形で分析。

【初診時の休日加算】 香川 1.244 全国 1

【再診時の時間外加算】 香川 1.483 全国 1

# 【その他】

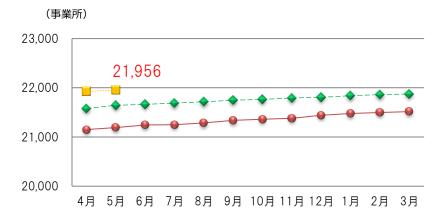
# 協会けんぽ香川支部の概要

•事業所数•加入者数•被保険者数•被扶養者数•任意継続被保険者数	••• P.10
- 平均標準報酬月額	•••P.102
・加入者一人当たり医療費	•••P.103

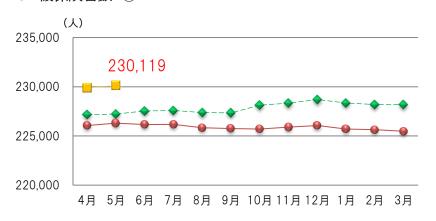
### ■ 事業所数·被保険者数·被扶養者数·加入者数·任意継続被保険者数

- ・令和7年5月の適用事業所数は前年同月と比べ、313事業所、1.4%増。
- ・加入者数は前年同月と比べ、1,470人、0.4%減。 被保険者数は2,884人、1.3%増。 被扶養者数は、4,354人、3.3%減。

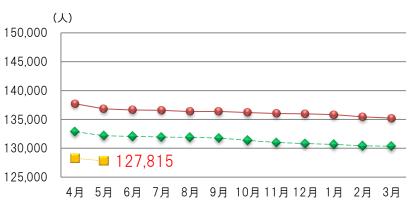
#### ● 事業所数



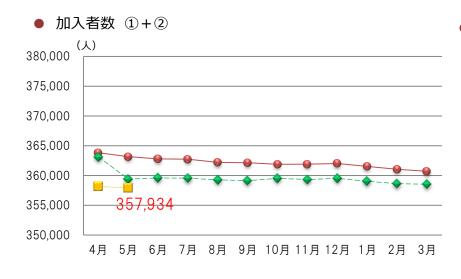
### ● 被保険者数 ①



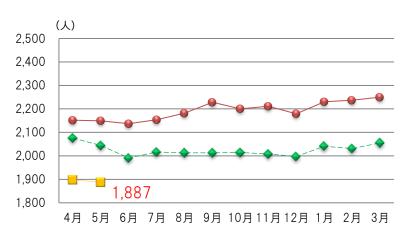
### 被扶養者数 ②



→ R5年度 • R6年度 R7年度



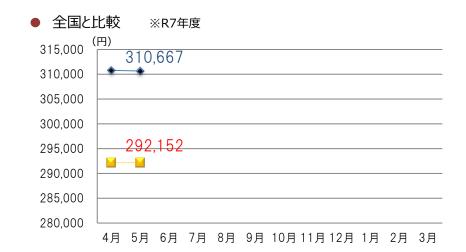
### 任意継続被保険者数(再掲)



### ■ 平均標準報酬月額

・令和7年5月の平均標準報酬月額は前年同月と比べ、4,759円、1.7%増。

香川支部
 300,000
 295,000
 290,000
 285,000
 285,000
 275,000
 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月



※赤字数字:香川支部実績値

### ■ 加入者一人当たり医療費

- ・令和7年5月の加入者一人当たり医療費(入院・外来・歯科の合計)は前年同月と比べ、264円、1.5%増。
- ・入院は、109円、2.3%減。 外来は、206円、1.9%増。 歯科は、167円、8.6%増。

#### → R5年度 → R6年度 - R7年度

※赤字数字:香川支部実績値 ※青字数字:全国平均値

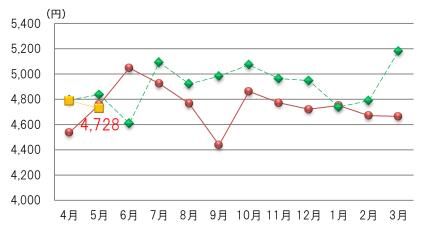
### 香川支部(①入院+②外来+③歯科)



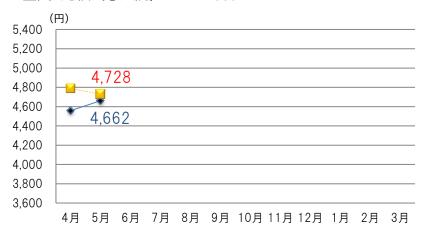
### ● 全国と比較(①入院+②外来+③歯科) ※R7年度



### 香川支部(①入院)



### ● 全国と比較(①入院) ※R7年度



### → R5年度 → R6年度 R7年度

#### ※赤字数字:香川支部実績値 ※青字数字:全国平均値

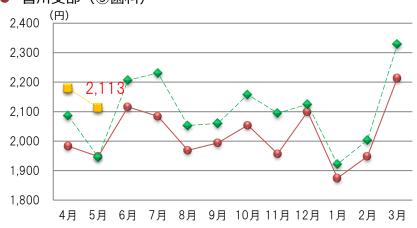
### ● 香川支部(②外来)



### ● 全国と比較(②外来) ※R7年度



### ● 香川支部(③歯科)



### ● 全国と比較(③歯科) ※R7年度

